

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害—G7 及びその他の諸国、国連総会、国際機関や NGO の対応と評価— (資料)
他言語論題 Title in other language	Humanitarian Consequences of the Russian Invasion of Ukraine: Responses of the Group of Seven (G7) and Other Countries, the United Nations General Assembly, International Organizations and NGOs
著者 / 所属 Author(s)	上原 有紀子 (UEHARA Yukiko) ・青井 佳恵 (AOI Yoshie) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	861
刊行日 Issue Date	2022-9-20
ページ Pages	67-99
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害等に関して、2022年2月24日から6月末までに示された、G7及びその他の諸国、国連総会、国際機関や国際人権 NGO の対応等を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害 —G7 及びその他の諸国、国連総会、国際機関や NGO の対応と評価—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 上原 有紀子・青井 佳恵

目 次

はじめに

I ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害に関する各国等の対応

- 1 G7 の対応
- 2 G7 メンバー以外の諸国の対応
- 3 WHO 総会における 2 つの決議案と各国の態度

II 国連総会の対応

- 1 第 11 緊急特別会期に採択された決議
- 2 「ウクライナに対する侵略の人道上の帰結」(2022 年 3 月 24 日)

III 国際機関及び国際人権 NGO の対応と評価

- 1 国連事務総長による声明等 (2022 年 3 月 28 日及び 4 月 3 日)
- 2 ヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書 (2022 年 4 月 3 日)
- 3 国連人権高等弁務官による声明 (2022 年 4 月 4 日及び 4 月 22 日)
- 4 欧州安全保障協力機構による報告書 (2022 年 4 月 13 日)
- 5 アムネスティ・インターナショナルによる報告書 (2022 年 6 月 13 日)
- 6 国連人権高等弁務官事務所による報告書 (2022 年 6 月 29 日)

おわりに

別表

2022 年 2 月 24 日から 6 月末までの主な動き—ウクライナにおける人道上の被害の観点から—

キーワード：ウクライナ侵攻、外交、国際政治、国連、国際法、国際人道法、国際人権法

要 旨

2022年2月24日に開始されたロシアの軍事侵攻によりウクライナ各地にもたらされた人道上の被害等について、同年6月末までに発出されたG7首脳声明及びG7外相声明の概要を整理するとともに、G7メンバー以外の諸国として、中国、インド、南アフリカ、BRICS、ASEANの主な見解や対応を紹介する。また、国連主要機関の対応として、同期間に採択された、関連する総会決議の内容を紹介し、事務総長などによる声明等の一部も紹介する。人道上の被害のより具体的な内容については、国際機関及び国際人権NGOの報告書等から、主要事項を紹介する。

はじめに

2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻について、ウクライナ各地の学校や病院を含む民生インフラへの攻撃や、拷問を受けた一般市民の死亡などの人道上の被害が伝えられている⁽¹⁾。民間人及び民生インフラの被害などによる人道状況の悪化は、国際人道法及び国際人権法の観点から看過し得ない事態であるとして、G7諸国（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ）などの多数の国々が懸念を表明している。

国際人道法は、慣習国際法として形成され、19～20世紀に法典化が進んだ戦時国際法又は武力紛争法と言われるルールのうち、武力紛争における戦闘の手段と方法に関する規則及び紛争犠牲者を保護する規則から構成される⁽²⁾。これに対し、国際人権法は、主として第二次世界大戦後、条約を中心に発展してきたとされるが、集団殺害（ジェノサイド）禁止や拷問禁止など慣習国際法の規則となっていることが認められるものもある⁽³⁾。このように、国際人道法と国際人権法は各々の発展過程を有するが、両者は個人の生命、健康及び尊厳の保護という目的を有する点では共通しているとも説明される⁽⁴⁾。

国際人道法は、戦闘員と文民、軍事目標と民用物は厳密に区別されなければならない旨、定めている（軍事目標主義）⁽⁵⁾。例えば、都市を包囲して行われる無差別な砲撃、女性や子ども

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年8月10日である。また、本稿中の人物の肩書は、全て当時のものである。典拠のない邦訳は、筆者による仮訳である。なお、条約の日本語訳は、主として植木俊哉・中谷和弘編集代表『国際条約集 2022年版』有斐閣、2022に従った。[]内は、筆者による補記である。

(1) 2022年6月27日にドイツのエルマウで開催されたG7首脳会合を経て発出された「ウクライナ支援に関するG7声明」の「人道支援」及び「戦争犯罪に対する責任追及」の項に、被害が網羅的に示されている（後掲注(9)；後掲注(12)）。被害がまとめられた記事として、「人命が 街が 消える 激化する東部 長期化の恐れ 残虐行為が世界に衝撃」『朝日新聞』2022.4.24；「市民犠牲 露を追及へ 国際刑事裁判 証拠集め着手」『読売新聞』2022.4.14；「ウクライナ侵攻 露軍、各地で残虐行為 「処刑」など住民証言 人権団体報告」『産経新聞』2022.4.7；「ウクライナ侵攻4カ月」『東京新聞』2022.6.25等がある。

(2) 戦時国際法又は武力紛争法と言われるルールから、交戦国と第三国の関係を規律する中立法は除くのが一般的と説明される。岩沢雄司『国際法』東京大学出版会、2020、pp.741-742。なお、「国際人道法」という語は、狭義では紛争犠牲者を保護する規則のみを指すとも言われるが、本稿では、戦闘の手段と方法に関する規則も含めた広義の語として用いる。

(3) 同上、pp.359-367。

(4) “What is the Difference between IHL and Human Rights Law?” *International Humanitarian Law: Answers to your Questions*, Geneva: ICRC, 2015, pp.35-36. <<https://shop.icrc.org/international-humanitarian-law-answers-to-your-questions-pdf-en.html>>; UN and OHCHR, *International Legal Protection of Human Rights in Armed Conflict*, New York and Geneva: UN, 2011, p.7. <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/HR_in_armed_conflict.pdf>

が内部に避難していることが明らかな建物への攻撃、意図的な民間人の殺害などは、重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪に該当する⁽⁶⁾。また、拷問等の残虐な行為は、国際人道法違反であるとともに国際人権法違反でもあり⁽⁷⁾、民間人に対する広範な攻撃又は組織的な攻撃の一部として行われていれば、人道に対する罪を構成する可能性もある⁽⁸⁾。

本稿では、2月24日以降6月末までに発出されたG7首脳声明、G7外相声明、G7メンバー以外の諸国の対応及び国際連合（以下「国連」という。）の総会決議等における、ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害、人道状況の悪化等に関して述べられた部分に着目し、主要部分を紹介する。あわせて、特に被害の規模の大きさが懸念されているブチャ、マリウポリ、ハルキウなどのウクライナ各地における人道上の被害等について、主要な国際機関及び国際社会に影響を及ぼし得る国際人権NGOによる声明や報告書の主な内容を紹介する。なお、“civilians”の訳語については、それぞれの文脈に応じて「一般市民」、「民間人」又は「文民」とした。また、末尾に、2月24日から6月末までについて、ウクライナにおける主な人道上の被害及び本稿で取り上げた人道被害に関する声明、決議、報告書等を時系列にまとめた別表を付した。

I ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害に関する各国等の対応

ロシアの対ウクライナ軍事侵攻による人道上の被害について、まず、G7による首脳声明及び外相声明における言及を整理する。次に、G7メンバー以外の主な国々の対応として、中国、インド、南アフリカによる言及、BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカ）及び東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）の声明等を紹介する。加えて、各国の態度が端的に表れた例として、世界保健機関（World Health Organization: WHO）総会における決議の表決について記述する。

1 G7の対応

ロシアによるウクライナへの大規模な軍事侵攻が開始された2022年2月24日から同年6月

(5) ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), 8 June 1977, 1125 UNTS 3）第48条、第51条第2項、第52条第1項。なお、軍事目標への攻撃の効果が文民や民用物に及ぶことは、「付随的被害」として許容される場合があり、文民の殺害が直ちに戦争犯罪となるわけではない（岩沢 前掲注(2), p.750.）。

(6) ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第85条第3項、第5項。

(7) 自由権規約（International Covenant on Civil and Political Rights, 16 December 1966, 999 UNTS 171）第4条（公の緊急事態における規約上の義務の効力停止とその例外）、第7条（拷問等の禁止）、拷問等禁止条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, 10 December 1984, 1465 UNTS 85）第2条など、拷問等の禁止については条約で明文化されるとともに、慣習国際法上の規則として認められ、国が合意によってその適用を排除することができない「強行規範」とみなされることも多いとも言われる（岩沢 前掲注(2), p.367.）。また、拷問等は、ジュネーヴ諸条約における「重大な違反行為」にも含まれており（第一条約（Geneva Convention for the amelioration of the condition of the wounded and sick in armed forces in the field, 12 August 1949, 75 UNTS 31）第50条、第二条約（Geneva Convention for the amelioration of the condition of the wounded, sick and shipwrecked members of the armed forces at sea, 12 August 1949, 75 UNTS 85）第51条、第三条約（Geneva Convention relative to the treatment of prisoners of war, 12 August 1949, 75 UNTS 135）第130条、第四条約（Geneva Convention relative to the protection of civilian persons in time of war, 12 August 1949, 75 UNTS 287）第147条）、軍隊構成員の傷病者、捕虜などジュネーヴ諸条約で保護される者及びジュネーヴ諸条約第一追加議定書第85条第2項に定める者に対する拷問等は、重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪に該当する（ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第85条第2項、第5項。国際刑事裁判所ローマ規程（Rome Statute of the International Criminal Court, 17 July 1998, 2187 UNTS 3）第8条第2項(a)(ii)）。

(8) 国際刑事裁判所ローマ規程第7条。

末までに、ウクライナ情勢に関する G7 首脳声明は 7 件⁽⁹⁾、G7 外相声明は 3 件⁽¹⁰⁾ 発出されている（以下、複数の声明をまとめて指す場合、「G7 声明」と表記する。）。G7 声明で述べられた内容のうち、人道上の被害に関する言及は、大きく 3 種類に分けられる。第一は、ロシアの攻撃による被害状況、国際法違反とその調査等に関連するもの、第二は、一般市民の避難と人道支援に関連するもの、第三は、原子力施設等に関連するものである。本項では、この分類に沿って、ウクライナへの軍事侵攻開始後に G7 声明において言及された人道上の被害に関する内容を整理した。

(1) ロシアの攻撃による被害状況、国際法違反とその調査等に関して

(i) 被害状況

G7 声明において、ロシアによるウクライナの一般市民及び学校、病院を含む民生インフラに対する無差別攻撃、拷問や「性的及びジェンダーに基づく暴力」が、何度も強く非難されている⁽¹¹⁾。6 月 27 日の G7 首脳声明においては、被害が網羅的に示されており、「人道支援」の項において、ロシアによるウクライナ侵攻と一般市民及び民生インフラに対する無差別攻撃が多大人的被害をもたらしていると指摘され、「戦争犯罪に対する責任追及」の項において、「戦争犯罪及びその他の残虐行為の不処罰は認められない。我々は、ウクライナにおける民間人及び非戦闘員に対する継続中の攻撃、重要インフラ、学校や幼稚園、医療従事者や施設に対する組織的な標的化、さらに紛争に関連した性的及びジェンダーに基づく暴力を最も強い言葉で非難する」と述べられている⁽¹²⁾。続けて、ウクライナにある文化的遺跡に対する意図的な攻撃

(9) ロシア・ウクライナ情勢を主題とする G7 首脳声明は、2 月 24 日（「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関する G7 首脳声明（仮訳）」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100306591.pdf>>; “G7 Leaders’ Statement on the invasion of Ukraine by armed forces of the Russian Federation,” 24 February 2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100306590.pdf>>）、3 月 11 日（「G7 首脳声明」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100315216.pdf>>; “G7 Leaders’ Statement,” 11 March 2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100315215.pdf>>）、3 月 24 日（「G7 首脳声明（ブリュッセル、2022 年 3 月 24 日 最終版）」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100321689.pdf>>; “G7 Leaders’ Statement,” 24 March 2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100321690.pdf>>）、4 月 7 日（「G7 首脳声明」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100328856.pdf>>; “G7 Leaders’ Statement,” 7 April 2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100328857.pdf>>）、5 月 8 日（「G7 首脳声明」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100341355.pdf>>; “G7 Leaders’ Statement,” 8 May 2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100341354.pdf>>）、6 月 27 日（「ウクライナ支援に関する G7 声明」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100364086.pdf>>; “G7 Statement on Support for Ukraine,” 27 June 2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100364055.pdf>>; “G7 Leaders’ Statement on the Missile Attack on a Shopping Mall in Kremenchuck,” 27 June 2022. G7 Germany (Die Bundesregierung) website <<https://www.g7germany.de/resource/blob/974430/2057756/8845d6c55bf2be751b8651bfed395a6/2022-06-27-g7-erklaerung-raketenangriff-en-data.pdf?download=1>>）に発出されている。

(10) ロシア・ウクライナ情勢を主題とする G7 外相声明は、3 月 4 日（「ロシア及びウクライナに関する G7 外相共同声明」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100311761.pdf>>; “G7 Foreign Ministers’ Meeting Statement,” 4.3.2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100311760.pdf>>）、4 月 7 日（「G7 外相共同声明（仮訳）」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100328897.pdf>>; “Statement of the G7 Foreign Ministers,” 7.4.2022. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100328898.pdf>>）、5 月 14 日（「ロシアによるウクライナに対する戦争に関する G7 外相声明（仮訳）」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100344184.pdf>>; “G7 Foreign Ministers, 14 May 2022, Weissenhaus, Statement on Russia’s war against Ukraine.” 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100344185.pdf>>）に発出されている。

(11) 主な言及として、無差別攻撃について、3 月 4 日「ロシア及びウクライナに関する G7 外相共同声明」同上（第 4 項）；3 月 11 日「G7 首脳声明」前掲注(9)（第 1 項）；3 月 24 日「G7 首脳声明（ブリュッセル、2022 年 3 月 24 日 最終版）」前掲注(9)（第 3 項）；5 月 8 日「G7 首脳声明」前掲注(9)（第 8 項）、拷問について、4 月 7 日「G7 外相共同声明（仮訳）」同上（第 1 項）、性的暴力等について、5 月 14 日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関する G7 外相声明（仮訳）」同上（第 9 項）が挙げられる。

(12) 6 月 27 日「ウクライナ支援に関する G7 声明」前掲注(9)（「人道支援」及び「戦争犯罪に対する責任追及」の項）

への非難も含まれている⁽¹³⁾。

被害が引き起こされた場所は、ウクライナの町や諸都市と記載されている場合が多いが、具体的な地名としては、3月9日に産院への攻撃などがあったドネツク州マリウポリ⁽¹⁴⁾、4月初旬に市民虐殺の形跡が判明した首都キーウ近郊のブチャ⁽¹⁵⁾などが挙げられている。6月27日、ドイツのエルマウにおいてG7首脳会議が開催されている最中に、ウクライナ中部のポルタワ州クレメンチュークにある商業施設がミサイル攻撃を受けたことについては、同日発出のウクライナ支援に関するG7首脳声明とは別に短い声明が出され、攻撃への非難に加え、ロシアのウラジーミル・プーチン（Vladimir Vladimirovich Putin）大統領の責任を問う旨が明記された⁽¹⁶⁾。

G7声明には、「戦争犯罪（war crimes）」⁽¹⁷⁾、「侵略戦争（war of aggression）」⁽¹⁸⁾という表現も度々用いられている。

（ii）国際法違反とその調査等

G7声明において、無差別攻撃は国際人道法違反に当たる旨が明記され⁽¹⁹⁾、一般市民及び非戦闘員の大量殺戮（さつりく）は国際人道法の下で禁止されていること⁽²⁰⁾、また、いかなる状況においても、一般市民や敵対行為に積極的に参加していない人々が正当な標的となること

(13) 同上（「戦争犯罪に対する責任追及」の項）6月23日の国連教育科学文化機関（UNESCO）の発表によれば、ロシアによるウクライナ侵攻の開始後、ウクライナにおいて、152の文化施設（内訳は、宗教的建造物70件、歴史的建造物30件、文化センター18件、モニュメント15件、博物館12件、図書館7件）が部分的又は完全に破壊された（“Ukraine: Over 150 Cultural Sites Partially or Totally Destroyed,” June 23, 2022. UNESCO website <<https://www.unesco.org/en/articles/ukraine-over-150-cultural-sites-partially-or-totally-destroyed>>）。ウクライナ議会及びウオロディミル・ゼレンスキー（Volodymyr Zelenskyy）大統領は、UNESCOの加盟国からロシアの除外を検討するよう求めている（「ユネスコに露除外訴える ゼレンスキー氏 大修道院砲撃被害で」『読売新聞』2022.6.6.）。

(14) 3月24日「G7首脳声明（ブリュッセル、2022年3月24日 最終版）」前掲注(9)（第3項）マリウポリについては、3月9日の産院への攻撃をゼレンスキー大統領自らが動画付きでツイートした一方で（Володимир Зеленський (@ZelenskyyUa), “Mariupol. Direct strike of Russian troops at the maternity hospital. People, children are under the wreckage. Atrocity! How much longer will the world be an accomplice ignoring terror? Close the sky right now! Stop the killings! You have power but you seem to be losing humanity,” 2022.3.9. Twitter <<https://twitter.com/ZelenskyyUa/status/1501579520633102349>>）、ロシアは、翌10日、セルゲイ・ラブロフ（Sergey Lavrov）外相が、「その[攻撃を受けたマリウポリの]産科病院ははるか以前に過激派に占領され、妊婦や看護職員らが追い出されていた」と述べたほか（「荒唐無稽 繰り返すロシア 救助された妊婦さえ「モデルの演技」」『朝日新聞』2022.3.13.）、在英ロシア大使館は、産院から救助されたとされる女性はモデルであると主張した（“Debunked: Mariupol maternity hospital bombing,” 10.03.2022. The Embassy of the Russian Federation to the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland website <<https://rusemb.org.uk/fnapr/7101>>）。同月16日には、マリウポリの避難場所となっていた劇場へのロシア軍による空爆を受けて、300名が死亡したと推定されている（「数百人避難の劇場空爆 露軍包囲 マリウポリ被害拡大」『毎日新聞』2022.3.17, 夕刊; 「劇場砲撃「死者300人」マリウポリ」『日本経済新聞』2022.3.26.）。

(15) 4月7日「G7首脳声明」前掲注(9)（第1項）；4月7日「G7外相共同声明（仮訳）」前掲注(10)（第1項）ブチャについては、3月末にキーウ周辺のロシア軍の撤退後、4月4日のニューヨーク・タイムズ紙（電子版）を始め多数のメディアが、ロシア側によるブチャにおける虐殺について衛星画像を用いた検証記事を発表していた（Malachy Browne et al., “Satellite images show bodies lay in Bucha for weeks, despite Russian claims,” *New York Times*, April 4, 2022. <<https://www.nytimes.com/2022/04/04/world/europe/bucha-ukraine-bodies.html>>; 「【検証】ウクライナ・ブチャの住民虐殺 衛星画像がロシアの主張を否定」『BBC News Japan』2022.4.6. <<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-60992231>>）。

(16) “G7 Leaders’ Statement on the Missile Attack on a Shopping Mall in Kremenchuck,” *op.cit.*(9)

(17) G7声明のうち、初めて「戦争犯罪」という表現が用いられたのは、3月4日の外相声明である（3月4日「ロシア及びウクライナに関するG7外相共同声明」前掲注(10)（第5項））。

(18) G7声明のうち、初めて「侵略戦争（war of aggression）」という表現が用いられたのは、3月24日の首脳声明である（3月24日「G7首脳声明（ブリュッセル、2022年3月24日 最終版）」前掲注(9)（第13項））。

(19) 3月4日「ロシア及びウクライナに関するG7外相共同声明」前掲注(10)（第5項）

(20) 4月7日「G7首脳声明」前掲注(9)（第2項）；6月27日「ウクライナ支援に関するG7声明」前掲注(9)（「戦争犯罪に対する責任追及」の項）

はあり得ないことが明記されている⁽²¹⁾。

被害の責任及び調査等について、一般市民に対する攻撃や民生インフラの破壊といった行為を行ったものは責任を負い訴追されることと記述され⁽²²⁾、G7が「ウクライナで行われた国際人道法違反、人権侵害、戦争犯罪及び人道に対する罪であり得る行為を含む、国際法違反に関する進行中の調査」への支援を続けることが表明されている⁽²³⁾。調査等を行う組織として、国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）検事局、国連人権理事会の委任を受けた調査委員会、国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights: OHCHR）がウクライナに展開する国連人権監視ミッション⁽²⁴⁾、欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE）⁽²⁵⁾参加国により委任された OSCE 専門家ミッション及び市民社会団体が挙げられ、戦争犯罪や人道に対する罪であり得る行為についての調査及び証拠収集の作業を支持するとともに⁽²⁶⁾、調査等に対する支援、技術的な専門知識、資金の提供等の意思も示されている⁽²⁷⁾。戦争犯罪及びその他の残虐行為犯罪のウクライナ検事総長室による国内捜査への賛意も示され、直接の加害者並びにその任務に責任を負う役職者及び軍事指導者は、国際法に従い責任が問われなければならぬ旨が述べられている⁽²⁸⁾。

戦争捕虜へも言及があり、ロシアはジュネーヴ諸条約の下で戦争捕虜に与えられる権利及び保護を含む国際人道法を尊重しなければならない旨が述べられ⁽²⁹⁾、ウクライナ軍の構成員に対する死刑判決を下した「裁判」は偽りとして非難されている⁽³⁰⁾。

（iii）国連人権理事会におけるロシアの資格停止

4月7日のG7外相声明では、ウクライナにおいて一般市民に対する攻撃や民生インフラの破壊等が行われていると述べられた上で、ロシアの国連人権理事会のメンバーとしての資格を停止すべきであると明言されている⁽³¹⁾。なお、同日の国連総会第11緊急特別会期第10回本会議で⁽³²⁾、国連人権理事会におけるロシアの理事国としての資格を停止する決議が採択され

(21) 5月8日「G7首脳声明」前掲注(9)（第9項）

(22) 4月7日「G7外相共同声明（仮訳）」前掲注(10)（第3項）

(23) 5月14日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関するG7外相声明（仮訳）」前掲注(10)（第9項）

(24) OHCHRは、国連の人権活動の中心となる機関である（「国連人権高等弁務官」国際連合広報センターウェブサイト <https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/high_commissioner/>）。2014年以降、ウクライナにおいて国連人権監視ミッション（UN Human Rights Monitoring Mission in Ukraine: HRMMU）を展開し、ウクライナの人道状況の監視、報告等を行っている（“Ukraine: Overview.” United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights website <<https://www.ohchr.org/en/countries/ukraine#overview--183>>）。

(25) OSCEは、北米、欧州、中央アジアの57か国（ロシア及びウクライナも含まれる。）が加盟する世界最大の地域安全保障機構であり、経済、環境、人権・人道分野における問題も安全保障を脅かす要因となるとの考えから、安全保障を軍事的側面のみならず包括的に捉えて活動している（「欧州安全保障協力機構（OSCE）」2022.7.22. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html>>）。

(26) 4月7日「G7外相共同声明（仮訳）」前掲注(10)（第3項）；6月27日「ウクライナ支援に関するG7声明」前掲注(9)（「戦争犯罪に対する責任追及」の項）

(27) 5月14日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関するG7外相声明（仮訳）」前掲注(10)（第9項）

(28) 6月27日「ウクライナ支援に関するG7声明」前掲注(9)（「戦争犯罪に対する責任追及」の項）

(29) ジュネーヴ諸条約における戦争捕虜に関する規定については、前掲注(7)及び後掲注(28)を参照。

(30) 6月27日「ウクライナ支援に関するG7声明」前掲注(9)（「国際人道法の遵守」の項）2014年に親露派武装勢力がウクライナ東部ドネツク州の一部を支配し独立を宣言した「ドネツク人民共和国」の裁判所は、2022年6月9日、拘束した英国人兵士2人とモロッコ人兵士1人に対し、政権奪取を狙い「法的秩序を崩壊させようと試みた」として死刑判決を宣告した（「戦争犯罪 裁判公平か 報復感情・政治的思惑も」『毎日新聞』2022.6.24.）。

(31) 4月7日「G7外相共同声明（仮訳）」前掲注(10)（第3項）

(32) 国連総会の緊急特別会期は、1950年11月3日に総会で採択された「平和のための結集」決議（決議377(V) [AA]）

たのを受けて、ロシアは、自ら同理事会を離脱することを表明した⁽³³⁾。

(2) 一般市民の避難と人道支援等

人道支援等について、G7 首脳声明では、ウクライナからの難民に対する、人道、医療、財政支援の提供等が呼びかけられている⁽³⁴⁾。また、G7 は、「ロシアの不当かつ不法な侵略に敢然と抵抗するウクライナの人々を支援する」との決意を表明し、ウクライナ及び周辺諸国への支援を強化する方針を示したほか、支援提供者への感謝や難民を受け入れる周辺諸国の人道的精神への称賛を表明している⁽³⁵⁾。さらに G7 は、ウクライナ及び周辺諸国に対する緊急のニーズに応える人道支援を提供していると述べるとともに⁽³⁶⁾、ウクライナの長期的な再建のため、政治的、財政的、物的及び人道的な支援の提供を継続すること⁽³⁷⁾、現在実施しているウクライナへの軍事・防衛支援も必要な限り継続することを表明している⁽³⁸⁾。

人々の避難に関して、G7 はロシアに対して、攻撃の被害者の移動における、ウクライナから出国を望む一般市民の安全な通行と⁽³⁹⁾、国際人道法を遵守した、迅速で安全かつ妨げられない人道アクセス⁽⁴⁰⁾を可能とし、促進することを求めた⁽⁴¹⁾。また、市民自らが選択する目的地へ安全に到達することを可能にするよう求め⁽⁴²⁾、さらに、力によって本人の同意なくロシアに連行されたウクライナ国民の安全な帰還をロシアが即時に認めるよう要求している⁽⁴³⁾。

(3) 原子力施設等

G7 声明において、平和目的の原子力施設に対する武力攻撃や武力による威嚇は、国際法の原則への違反に該当する⁽⁴⁴⁾と指摘されている⁽⁴⁵⁾。ロシアによる核施設の占拠や核関連施設・

に基づくものであり、安保理が常任理事国間の一致がないために国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を遂行できない場合に、同決議及び総会手続規則 8(b) 等（総会文書 A/520/Rev.17）に規定された手続を経て招集される。詳しくは、次を参照。中野健司「総会緊急特別会期という制度」2009.1.30. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=1843>>; 同「安保理改革と国連総会の役割」竹内俊隆・神余隆博編著『国連安保理改革を考える—正統性、実効性、代表性からの新たな視座—』東信堂, 2021, pp.146-151.

33 “UN General Assembly votes to suspend Russia from the Human Rights Council,” *UN News*, 7 April 2022. <<https://news.un.org/en/story/2022/04/1115782>>; 「国連人権理、ロシア追放 資格停止決議 棄権 58 カ国 温度差も 中国反対 ロシアは離脱表明」『朝日新聞』2022.4.9.

34 3月11日「G7 首脳声明」前掲注(9) (第3項)

35 3月24日「G7 首脳声明（ブリュッセル、2022年3月24日 最終版）」前掲注(9) (第10項及び第12項); 6月27日「ウクライナ支援に関する G7 声明」前掲注(9) (「国内避難民及び難民への支援」の項)

36 4月7日「G7 首脳声明」前掲注(9) (第13項); 5月14日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関する G7 外相声明（仮訳）」前掲注(10) (第3項)

37 4月7日「G7 首脳声明」同上 (第13項)

38 5月14日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関する G7 外相声明（仮訳）」前掲注(10) (第3項)

39 3月11日「G7 首脳声明」前掲注(9) (第3項)

40 人道アクセスとは、人道支援アクターが被害者に必要な支援を届ける能力及び被害者自身が必要な支援やサービスに手が届く能力のことを指す（渡部正樹「文民の保護、人道アクセス及び人道支援要員の安全確保に関する諸課題と国連を中心とした国際人道コミュニティによる取り組み」『人道研究ジャーナル』Vol.2, 2013.3, p.30. <https://www.unocha.org/sites/unocha/files/dms/ROAP/japan/docs/Protection%20of%20Civilians_Journal%20of%20Humanitarian_2013%20vol2.pdf>; “Humanitarian Access.” United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs website <<https://www.unocha.org/es/themes/humanitarian-access>>).

41 5月8日「G7 首脳声明」前掲注(9) (第7項); 5月14日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関する G7 外相声明（仮訳）」前掲注(10) (第4項)

42 同上; 6月27日「ウクライナ支援に関する G7 声明」前掲注(9) (「国際人道法の遵守」の項)

43 同上

44 ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 56 条第 1 項は、危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）が軍事目標である場合でも、それらを攻撃することが「危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の

放射性物質に関連する暴力的行為に対する憂慮が示され、ウクライナにおける核物質及び原子力施設の安全及び核セキュリティを損ない人命と環境をリスクに晒す（さらす）行動に対する懸念も表明されている⁽⁴⁶⁾。G7は、ロシアに対して、原子力施設を危険に晒す行動を控え、妨げのない形でのウクライナ当局による管理と国際原子力機関の完全なアクセス及び協力を認めることを求めた⁽⁴⁷⁾。

2 G7メンバー以外の諸国の対応

本項では、G7メンバー以外の諸国の対応として、中国、インド、南アフリカの見解及び国連決議に対する投票行動と、BRICS及びASEANによる声明を紹介する。これらの国等も、ウクライナにおける人道上の被害に対する懸念等を表明しているが、被害の原因や責任に関してロシアを名指しすることを避ける形となっている。

(1) 中国

(i) 6項目のイニシアティブ

中国の王毅外相は、2022年3月7日の記者会見において、ウクライナにおける大規模な人道危機を防止するための6項目のイニシアティブを発表している⁽⁴⁸⁾。下記の6項目のとおり、ウクライナにおける人道危機に対処する方針が示されている一方で、人道危機の原因やロシアへの言及は行われていない⁽⁴⁹⁾。

第一に、人道的活動が中立・公平の原則を遵守していることを確認し、人道問題の政治化を避ける。

第二に、ウクライナ国内外の避難民に十分配慮し、適切な避難所を提供する。

第三に、一般市民の保護を確保し、ウクライナにおける人道的な二次災害を防ぐ。

間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」と規定している。

(45) 3月4日「ロシア及びウクライナに関するG7外相共同声明」前掲注(10)（第4項）

(46) 4月7日「G7外相共同声明（仮訳）」前掲注(10)（第6項）；3月24日「G7首脳声明（ブリュッセル、2022年3月24日 最終版）」前掲注(9)（第8項）；5月14日「ロシアによるウクライナに対する戦争に関するG7外相声明（仮訳）」前掲注(10)（第15項）

(47) 3月24日「G7首脳声明（ブリュッセル、2022年3月24日 最終版）」同上（第8項）なお、8月5日から7日にかけて、ウクライナ南部のザポリヅジャ原子力発電所が砲撃されたが、ウクライナ及びロシアは、それぞれ相手の攻撃だと主張している（「ウクライナ 原発 3日連続砲撃 ザポリヅジャ「相手が攻撃」譲らず」『読売新聞』2022.8.9.）。同月10日、G7は外相声明を發出し、ロシアに対して、ザポリヅジャ原発を含むウクライナ国境内の全ての原子力施設の完全な管理をウクライナに直ちに返すこと等を求めた（「ウクライナのザポリヅジャ原子力発電所における原子力安全及び核セキュリティの促進に向けたIAEAの取組を支持するG7外相声明」2022.8.10. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000901.html>）。また、英国防省は8月、ロシア軍がザポリヅジャ原発の隣接地を大砲部隊の攻撃拠点にしているとの分析を示している（「ウクライナ 露、住宅地に砲撃60発 英国防省分析 原発から攻撃か」『読売新聞』2022.8.6.）。

(48) 王毅外相はこの会見で、ウクライナの問題について国際社会が継続的に努力すべき優先事項として、①平和のための対話を促進すること、②大規模な人道危機を防止することを挙げており、6項目のイニシアティブは後者についてである。なお、前者については、ロシアとウクライナがなるべく早期に和平交渉を行うことを中国は望むとし、その点についてプーチン大統領に伝え、前向きな応答を得たと述べている（“State Councilor and Foreign Minister Wang Yi Meets the Press,” 2022.3.7. Ministry of Foreign Affairs of the People’s Republic of China website <https://www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx_662805/202203/t20220308_10649559.html>）。

(49) *ibid.* 中国外交部ウェブサイトに英文で掲載されている記者会見の内容のうち、該当部分を筆者が仮訳したものである。

第四に、迅速、安全かつ妨げられない人道アクセスの提供を含む、安全かつ円滑な人道支援活動を提供する。

第五に、在ウクライナの外国籍の人々に安全を提供し、彼らの安全な出国及び母国への渡航を可能にする。

第六に、人道支援の体制作り及び国連のウクライナ危機調整官の業務を行う国連の調整的役割を支援する。

(ii) 首脳らの発言

3月18日、オンライン形式で行われた米中首脳会談において、習近平国家主席は、ウクライナの現状は中国が目にしたくないものであると述べた上で、上記の6項目のイニシアティブに言及し、ウクライナ及びその他の影響を受けている国々に対して更なる人道支援を提供する用意がある旨を述べた⁽⁵⁰⁾。一方で、全ての当事者は、ロシアとウクライナが、平和を導く対話や交渉を行うよう協力して支援する必要がある旨を述べた。

国連総会第11緊急特別会期における発言にも、ウクライナの人道危機を憂慮する一方で、ロシアを非難しない姿勢が表れている。第9回本会議（3月24日）で、ウクライナにおける人道状況に関する2つの決議案の表決に先立って発言した張軍国連大使は、人道状況の深刻化を指摘し、これ以上の一般市民の被害を避け、一刻も早く交渉を通じて停戦に達することが喫緊の課題であると述べた⁽⁵¹⁾。一方で、1991年に採択され、人道支援は人道性、中立性及び公平性の原則に則って提供されなければならない等の人道支援の基本原則が示された1991年の国連総会決議46/182⁽⁵²⁾に言及し、人道問題の「政治化」は望ましくないとして、ウクライナに対するロシアによる敵対行為や一般市民等への攻撃の即時停止を要求するとした決議案（フランス及びメキシコが主導しウクライナを含む諸国が起草した。以下「仏墨決議案」という。採択された決議についてII 2で後述）の表決を棄権した。中国は、ウクライナにおける一般市民の犠牲等への懸念を表明するもののロシアへの言及がない南アフリカ案（以下「南ア決議案」という。）の表決の実施を問う投票には、賛成票を投じた（南ア決議案に関してI 2（3）で後述）。

第10回本会議（4月7日）では、国連人権理事会におけるロシアの理事国としての資格を停止することの是非について議論が行われた。張大使は、ウクライナにおける人道危機の改善を支援するあらゆる取組を支持すると表明し、ブチャにおいて犠牲となった一般市民の報道及び映像は憂慮すべきものである旨を述べた⁽⁵³⁾。一方で、事件の状況や具体的な原因について検証が必要であること、非難は事実に基づくべきであること、全体像が明らかになる前に根拠のない非難を行わないよう全ての当事者は自制すべきであることを主張した⁽⁵⁴⁾。中国は、ロ

⁽⁵⁰⁾ “President Xi Jinping Has a Video Call with US President Joe Biden,” 2022.3.19. Ministry of Foreign Affairs of the People’s Republic of China website <https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/202203/t20220319_10653207.html>

⁽⁵¹⁾ UN General Assembly, “Eleventh Emergency Special session, 9th plenary meeting,” UN Doc. A/ES-11/PV.9, 24 March 2022, pp.3-4. <https://digitallibrary.un.org/record/3972208/files/A_ES-11_PV.9-EN.pdf>

⁽⁵²⁾ UN General Assembly, “Strengthening of the Coordination of Humanitarian Emergency Assistance of the United Nations: Resolution Adopted by the General Assembly,” UN Doc. A/RES/46/182, 19 December 1991. <https://digitallibrary.un.org/record/135197/files/A_RES_46_182-EN.pdf> この決議について、詳しくは後掲注99を参照。

⁽⁵³⁾ UN General Assembly, “Eleventh Emergency Special Session, 10th plenary meeting,” UN Doc. A/ES-11/PV.10, 7 April 2022, pp.10-11. <https://digitallibrary.un.org/record/3972658/files/A_ES-11_PV.10-EN.pdf>

⁽⁵⁴⁾ *ibid.*; 飯田将史「ロシアによるウクライナ侵攻と中国の選択」『NIDS コメンタリー』No.213, 2022.4.26, pp.4-5. 防衛研究所ウェブサイト <<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary213.pdf>>

シアの人権理事会の資格を停止する決議案に反対票を投じた⁽⁵⁵⁾。

(2) インド

国連総会第 11 緊急特別会期の第 9 回本会議（3 月 24 日）で、仏墨決議案の表決を棄権したインドの T.S. テイルムルティ（T.S. Tirumurti）国連大使は、紛争によって一般市民に犠牲が発生し、1000 万人近くが国内外への避難を余儀なくされていること、人道状況が悪化し続けていること等を指摘した⁽⁵⁶⁾。一方で、人道的活動は、常に、人道性、中立性、公平性及び独立性という人道支援の原則に従うべきであり、かつ「政治化」を避けるべきであると述べ、棄権の理由として、敵対行為の停止及び緊急人道支援の提供に注力すべきことを挙げた⁽⁵⁷⁾。

4 月 5 日、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）の会合において、ティルムルティ大使は、ブチャにおける一般市民の殺害についての最近の報道⁽⁵⁸⁾は、憂慮すべきものであると述べ、「これらの殺害を明確に非難し、独立した調査の要請を支持する」と表明した⁽⁵⁹⁾。これについて、ロシアのウクライナ侵攻に対する批判を控えてきたインドが明確な非難を表明したと報じられたが⁽⁶⁰⁾、ティルムルティ大使はロシアに関しては言及せず、人道的活動は「政治化」されるべきではない等とも改めて述べていた⁽⁶¹⁾。国連総会第 11 緊急特別会期の第 10 回本会議（4 月 7 日）において、インドは、ロシアの人権理事会の資格を停止する決議案の表決を棄権した⁽⁶²⁾。ティルムルティ大使は、表決後、インドが立場を選択しなければならないとすれば、平和及び暴力の即時停止の立場を選ぶと述べて、5 日と同様の説明を行った⁽⁶³⁾。

4 月 12 日、ナレンドラ・モディ（Narendra Modi）首相は、米国のジョセフ・バイデン（Joseph Biden）大統領とのオンライン形式の会談において、ブチャにおける無実の一般市民の殺害の報道に対する憂慮及び殺害に対する非難を表明し、独立した調査を求めている旨を述べた⁽⁶⁴⁾。モディ首相は、ウクライナの一般市民の安全と妨げられない人道支援の提供の重要性にも言及した。

5 月 24 日、東京で開催された日米豪印（クアッド）首脳会合後に発出された共同声明におけるウクライナへの言及は、「ウクライナでの悲劇的な紛争が激しさを増す中」、「我々は、ウクライナにおける紛争及び進行中の悲劇的な人道的危機に対するそれぞれの対応について議論

⁽⁵⁵⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.10, *op.cit.*(53), pp.13-14.

⁽⁵⁶⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.9, *op.cit.*(51), pp.14-15.

⁽⁵⁷⁾ *ibid.* 人道支援を提供する際の基本原則について、後掲注(99)を参照。

⁽⁵⁸⁾ 2022 年 4 月 3 日、アントニオ・グテーレス（António Guterres）国連事務総長は、ブチャにおける被害に言及し、独立した調査が必要であると述べた（“Statement by the Secretary-General: on Ukraine,” 3 April 2022. United Nations Secretary-General website <<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2022-04-03/statement-the-secretary-general-%E2%80%93ukraine-0>>）。Ⅲ 1 (2) で後述。

⁽⁵⁹⁾ UN Security Council, “Seventy-seventh year, 9011th meeting,” UN Doc. S/PV.9011, 5 April 2022, p.21. <https://digitallibrary.un.org/record/3968212/files/S_PV.9011-EN.pdf>

⁽⁶⁰⁾ 「インド、ウクライナでの民間人殺害を非難 対ロ姿勢硬化か」『Reuters』2022.4.6. <<https://jp.reuters.com/article/ukraine-crisis-india-idJPKCN2LX2DD>>; 「ロシア孤立深まる 民間人「虐殺」、インドも非難—国連安保理」『時事通信』2022.4.7. <<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022040600665&g=int>>

⁽⁶¹⁾ UN Doc. S/PV.9011, *op.cit.*(59), p.21.

⁽⁶²⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.10, *op.cit.*(53), p.14.

⁽⁶³⁾ *ibid.*

⁽⁶⁴⁾ “Remarks by President Biden and Prime Minister Modi of India Before Bilateral Meeting,” 2022.4.12. U.S. Embassy & Consulates in India website <<https://in.usembassy.gov/remarks-by-president-biden-and-prime-minister-modi-of-india-before-bilateral-meeting/>>

し」という記述にとどまったが⁽⁶⁵⁾、ロシアへの言及がなかったことは、インドに対する配慮があったためであると報じられている⁽⁶⁶⁾。

(3) 南アフリカ

南アフリカは、国連総会第 11 緊急特別会期中の 3 月 22 日、ウクライナにおける人道状況に関する決議案（南ア決議案）を提出した⁽⁶⁷⁾。南ア決議案は、人道支援関係者や脆弱（ぜいじゃく）な環境にある女性・子どもを含む一般市民の保護を求め、全ての国際人道法違反を非難する等と述べていたものの、ロシアへの言及はなかった⁽⁶⁸⁾。第 9 回本会議（3 月 24 日）において、南アフリカのマトウ・ジョイニ（Mathu Joyini）国連大使は、仏墨決議案には総会での合意形成を困難にする要素があり、現段階では、紛争に関わる全ての当事者が、国連の人道原則及び人道的対応を約束し、採択する成果に同意することが不可欠であるため、影響を受けた人々の人道的な窮状に焦点を当てた決議案を提出する必要があると考えたと説明した⁽⁶⁹⁾。ウクライナのセルギー・キスリツァ（Serhiy Kyslytsya）国連大使は、南ア決議案が、ロシアが安保理に提出して否決された決議案⁽⁷⁰⁾に類似しており、「双子の兄弟」とであると指摘した⁽⁷¹⁾。また、採択された仏墨決議案とは異なり、決議の内容についてウクライナへ一度も相談がなかった旨を述べた⁽⁷²⁾。この件について、ロシア国連代表部は、南アと連携はしていないと説明したと報じられている⁽⁷³⁾。南ア決議案について、表決の実施を問う投票が行われた結果、反対多数により表決は行われなかった⁽⁷⁴⁾。後日、南アフリカのコリサ・マブホンゴ（Xolisa Mabhongo）次席大使は、「政治的な問題を取り除き、総会でコンセンサスが得られるようなものが必要だと考えた」、「多くの国が西側諸国の決議案を快く思っていなかった」と述べたと報じられている⁽⁷⁵⁾。

(4) BRICS 首脳による共同声明

BRICS は、6 月 23 日、オンライン形式の首脳会合を開催し、共同声明を採択した。ウクライナに関しては、第 22 項において、「我々はウクライナ情勢について協議し、国連安保理及び国連総会の場で表明した立場を想起した。我々は、ロシアとウクライナとの対話を支持する。

⁽⁶⁵⁾ 「日米豪印首脳会合共同声明」2022.5.24. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001188.html>

⁽⁶⁶⁾ 「インドつなぎとめ クアッド 結束重視 露批判は抑制」『読売新聞』2022.5.25; 「インド取り込み 腐心、「ロシア」「侵略」使わず連携優先」『朝日新聞』2022.5.25. この声明に関して、ロシアのドミトリー・スースロフ（Dmitri Suslov）氏（ロシア高等経済大学教授）は、「クアッドを反ロシア同盟に転換しようとしたバイデンのもくろみは失敗した」と評した（佐藤優「QUAD 会合の結果を米外交の蹉跎とみるロシア」『週刊東洋経済』7056 号, 2022.6.11, pp.84-85.）。

⁽⁶⁷⁾ UN General Assembly, “South Africa: Draft Resolution: Humanitarian Situation Emanating out of the Conflict in Ukraine,” UN Doc. A/ES-11/L.3, 22 March 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3965683/files/A_ES-11_L.3-EN.pdf>

⁽⁶⁸⁾ *ibid.*

⁽⁶⁹⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.9, *op.cit.*(51), p.11.

⁽⁷⁰⁾ UN Security Council, “Belarus, Democratic People’s Republic of Korea, Russian Federation and Syrian Arab Republic: Draft resolution,” UN Doc. S/2022/231, 24 March 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3966226/files/S_2022_231-EN.pdf>

⁽⁷¹⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.9, *op.cit.*(51), pp.12-13.

⁽⁷²⁾ *ibid.*

⁽⁷³⁾ 「ウクライナ侵攻 人道支援、国連が決議 露寄り南ア案、米が「激怒」」『毎日新聞』2022.3.26.

⁽⁷⁴⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.9, *op.cit.*(51), p.14.

⁽⁷⁵⁾ 藤原学思「国連総会がロシアに放った「三本の矢」—「国際世論」の実像と国連改革の可能性—」『外交』73 号, 2022.6, p.76.

⁽⁷⁶⁾ “XIV BRICS Summit Beijing Declaration,” 2022.6.23. Ministry of Foreign Affairs of the People’s Republic of China

我々は、ウクライナ及び周辺国の人道状況に関する懸念について協議し、国連事務総長、国連機関、赤十字国際委員会による、国連総会決議 46/182 において確立された人道性、中立性、公平性という基本原則に従って人道支援を提供する努力に対して支持を表明した」と述べた⁽⁷⁶⁾。

(5) ASEAN の外相声明

ASEAN は、2022 年 2 月 24 日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻の開始から 6 月末までに、外相声明を 3 回発出している⁽⁷⁷⁾。人道上の被害に関しては、2 回目の 3 月 3 日の声明及び 3 回目の 4 月 8 日の声明に言及があり、2 回目の声明では、ウクライナにおいて継続している軍事的敵対行為に起因する人道状況の悪化に対する懸念が示されている⁽⁷⁸⁾。3 回目の声明では、人道上の被害が主題とされ、一般市民の殺害が報告されていることを受けてウクライナの人々に弔意が示された上で、ブチャにおける被害を含む罪のない一般市民に対する全ての残虐行為について国連事務総長が独立調査を呼びかけたことへの支持及びウクライナ国内に人道支援を届けるための人道回廊⁽⁷⁹⁾の重要性等が表明された⁽⁸⁰⁾。

なお、ASEAN による 3 回の声明において、ロシアへの言及はなかった⁽⁸¹⁾。

3 WHO 総会における 2 つの決議案と各国の態度

これまで取り上げてきた国及びその他の国のロシアによるウクライナ侵攻に対する態度が端的に表れた例として、WHO 総会が挙げられる。WHO 総会では、5 月 26 日に、「健康危機における WHO の取組」という議題の下、ウクライナ情勢に関連して、ウクライナを含む国々による決議案（以下「ウクライナ決議案」という。）とロシア及びシリアによる決議案（以下「ロシア・シリア決議案」という。）が提出され、表決が行われた⁽⁸²⁾。

ウクライナ決議案は、ロシアを名指しして医療施設等への攻撃を非難し、攻撃の即時停止を求めるほか、WHO 加盟国に対して WHO による支援活動や国連主導の健康その他のニーズに

website <https://www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx_662805/202206/t20220623_10709037.html> 2022 年 5 月 19 日に開催された BRICS 外相会合（オンライン形式）後に発表された共同声明の第 11 項にも同様の記述がある（“BRICS Joint Statement on “Strengthen BRICS Solidarity and Cooperation, Respond to New Features and Challenges in International Situation”,” 19 May 2022. The Ministry of Foreign Affairs, of the Russian Federation website <https://www.mid.ru/en/foreign_policy/news/1814106>）。

(77) “ASEAN Foreign Ministers’ Statement on the Situation in Ukraine,” 26 February 2022. Association of Southeast Asian Nations website <<https://asean.org/asean-foreign-ministers-statement-on-the-situation-in-ukraine/>>; “ASEAN Foreign Ministers’ Statement Calling for Ceasefire in Ukraine,” 3 March 2022. *ibid.* <<https://asean.org/asean-foreign-ministers-statement-calling-for-a-ceasefire-in-ukraine/>>; “ASEAN Foreign Ministers’ Statement on the Reported Killing of Civilians in Ukraine,” 8 April 2022. *ibid.* <<https://asean.org/asean-foreign-ministers-statement-on-the-reported-killing-of-civilians-in-ukraine/>>

(78) “ASEAN Foreign Ministers’ Statement Calling for Ceasefire in Ukraine,” *ibid.*

(79) 人道回廊（Humanitarian Corridor）とは、戦闘が行われている地域において、人道物資及び人々をある地点から別の地点へと安全に移動させるために、全ての関係者が合意した特定のルート及び物流方法のことである（OCHA, “Glossary of Terms: Pauses During Conflict.” <https://www.unocha.org/sites/unocha/files/dms/Documents/Access_Mechanisms.pdf>）。

(80) “ASEAN Foreign Ministers’ Statement on the Reported Killing of Civilians in Ukraine,” *op.cit.*(77)

(81) 庄司智孝「ロシアのウクライナ侵攻と東南アジア—多様な反応と関係性」2022.5.20. 笹川平和財団ウェブサイト <https://www.spf.org/iina/articles/shoji_17.html> このほか、ASEAN 各国のロシアに対する態度の違いがまとめられた論文として、同「ウクライナ情勢と ASEAN—競合し、錯綜するプライオリティー」増田雅之編著『ウクライナ戦争の衝撃』（別冊東アジア戦略概観）インターブックス、2022、pp.97-118 がある。

(82) 「第 75 回 WHO 総会結果（概要）」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002.html>; “Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 26 May 2022,” 26 May 2022. WHO website <<https://www.who.int/news/item/26-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--26-may-2022>>

ついて更なる支援を求めること等が述べられていた⁽⁸³⁾。この決議案は採択されたものの、賛成したのはウクライナ及び G7 諸国を含む 88 か国にとどまり、中国やロシアを含む 12 か国が反対、インドや南アフリカを含む 53 か国が棄権し、ほかに欠席した国が 30 か国あり、賛成した国は全体の半数に満たなかった⁽⁸⁴⁾。

ロシア・シリア決議案は、ロシアへの言及はなく、ウクライナにおける子どもを含む一般市民の犠牲、悪化する人道状況等への深刻な懸念を表明し、一般市民を生きた盾として使用することや人口密度の高い地域及び民間施設の近くに軍関連の物体や機器を配置し軍事目的に用いること等は国際人道法違反であるとして非難し、一般市民の保護を求め、WHO 加盟国に対して WHO による支援活動や国連主導の健康その他のニーズについて更なる支援を要請する等と述べられていた⁽⁸⁵⁾。この決議案は、G7 諸国を含む 66 か国が反対し、採択されなかったが、中国を含む 15 か国が賛成、インドや南アフリカを含む 70 か国が棄権、32 か国が欠席した⁽⁸⁶⁾。

II 国連総会の対応

1 第 11 緊急特別会期に採択された決議

国連憲章の下、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を持つ国連の機関は、安保理である。また、総会と事務総長も、平和と安全の促進に重要かつ補完的な役割を果たす⁽⁸⁷⁾。2022 年 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、安保理は、翌日の 2 月 25 日、ロシアによる侵略について遺憾の意を表明するとともにロシア軍の即時撤退などを求める決議案の表決を行ったが⁽⁸⁸⁾、ロシアの拒否権行使により否決された⁽⁸⁹⁾。その後、安保理は、2 月 27 日に国連総会に対して緊急特別会期の開催を要請することを決定し⁽⁹⁰⁾、これを受けて国連総

⁽⁸³⁾ World Health Organization, "Seventy-Fifth World Health Assembly: Provisional agenda item 16.3: Health Emergency in Ukraine and Refugee Receiving and Hosting Countries, Stemming from the Russian Federation's Aggression," A75/A/CONF./6, 23 May 2022. <https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA75/A75_ACONF6-en.pdf>

⁽⁸⁴⁾ World Health Organization, "Journal: Seventy-fifth World Health Assembly," No.6, 27 May 2022. <https://apps.who.int/gb/Journal/e/WHA75/JRN-A75-6_en.html>

⁽⁸⁵⁾ World Health Organization, "Seventy-Fifth World Health Assembly: Agenda item 16.3: Health Emergency in and around Ukraine and Refugee receiving and Hosting Countries," A75/CONF./8, 24 May 2022. <https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA75/A75_ACONF8-en.pdf> なお、「人間の盾」の利用や人口密集地域等への軍事目標の配置について、OHCHR は、ウクライナとロシア双方の行為を懸念している（Ⅲ 6 (1) で後述）。

⁽⁸⁶⁾ *ibid.*

⁽⁸⁷⁾ "Maintain International Peace and Security." United Nations website <<https://www.un.org/en/our-work/maintain-international-peace-and-security>>; 「国際の平和と安全」国際連合広報センターウェブサイト <https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/> 事務総長の役割については後掲注⁽¹⁰²⁾、事務総長の対応例については、Ⅲ 1 を参照。

⁽⁸⁸⁾ UN Security Council, "Draft resolution [on aggression by the Russian Federation against Ukraine in violation of the Charter of the United Nations]," UN Doc. S/2022/155, 25 February 2022, p.2. <https://digitallibrary.un.org/record/3958806/files/S_2022_155-EN.pdf> なお、この決議案の当初の草案では、本文第 2 項でロシアによる侵略を「非難する」(Condemns) とされていたが、安保理の審議開始前に、より多くの国の支持を得るために、「遺憾の意を表明する」(Deplores) との表現に和らげられたとも言われている。"Ukraine: Vote on Draft Resolution," *What's In Blue*, 25 Feb 2022. Security Council Report website <<https://www.securitycouncilreport.org/whatsinblue/2022/02/ukraine-vote-on-draft-resolution.php>>

⁽⁸⁹⁾ UN Security Council, "Seventy-seventh year: 8979th meeting," UN Doc. S/PV.8979, 25 February 2022, p.6. <https://digitallibrary.un.org/record/3963720/files/S_PV.8979-EN.pdf>

⁽⁹⁰⁾ UN Security Council, "Resolution 2623 (2022): Adopted by the Security Council at its 8980th meeting, on 27 February 2022," UN Doc. S/RES/2623 (2022), 27 February 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3958807/files/S_RES_2623_%282022%29-EN.pdf> 緊急特別会期の開催については、前掲注⁽³²⁾も参照。なお、この決定に賛成票を投じたメキシコ政府代表は、緊急特別会期の開催が「平和のための結集」と題される国連総会決議第 377 (V) 号を援用したものであると述べている。UN Security Council, "Seventy-seventh year: 8980th meeting," UN Doc. S/PV.8980 (Provisional), 27 February 2022, pp.2, 4. <https://digitallibrary.un.org/record/3959142/files/S_PV.8980-EN.pdf>

会は第11緊急特別会期の第1回本会議を2月28日に開催した⁽⁹¹⁾。2022年6月末までに国連総会がこの緊急特別会期に採択した決議として、「ウクライナに対する侵略」⁽⁹²⁾(2022年3月2日)、「ウクライナに対する侵略の人道上の帰結」⁽⁹³⁾(2022年3月24日)、「人権理事会におけるロシア連邦の参加国資格の停止」⁽⁹⁴⁾(2022年4月7日)がある。特に人道上の被害や人道状況の悪化に言及されたものは、ウクライナ侵攻から1か月後の2022年3月24日に採択された決議である。当該決議案(I2で述べた仏墨決議案)は、ウクライナを含む90か国が共同提案国となり⁽⁹⁵⁾、表決では、賛成140、反対5(ベラルーシ、北朝鮮、エリトリア、ロシア、シリア)、棄権38により、採択された⁽⁹⁶⁾。以下、当該決議に焦点を当てて述べる。

2 「ウクライナに対する侵略の人道上の帰結」(2022年3月24日)

本決議は、ロシアによるウクライナ侵攻に関する総会の現状認識などが示された前文19項目、ロシアによる民間人に対する攻撃の即時停止や人道状況の改善要求を含む本文14項目から構成されている。ここでは、人道上の被害等に言及された部分を中心に、前文から10項目、本文から9項目を抜粋して紹介する⁽⁹⁷⁾。

(1) 前文

- ・ 「ウクライナにおけるロシア連邦の軍事攻撃及びその人道上の帰結 [humanitarian consequences] は、欧州において過去数十年間、見たことがない規模であることを認識し」(前文第5項)
- ・ 「特にマリウポリなど、ウクライナの人口密度の高い都市を包囲して行われる砲撃や空爆、ジャーナリストを含む文民及び特に学校その他の教育機関、水道や公衆衛生システム、医療施設、その輸送手段や備品を含む民用物に対する攻撃、並びに現地の公務員の拉致、外交施設や文化的遺跡への攻撃を含む、ロシア連邦による敵対行為の悲惨な人道上の帰結を遺憾に思い」(前文第8項)
- ・ 「ウクライナとその周辺の人道状況の悪化、特に女性や子どもを含む多くの民間人死傷者

⁽⁹¹⁾ UN General Assembly, “Eleventh Emergency Special session: 1st plenary meeting,” UN Doc. A/ES-11/PV.1, 28 February 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3967063/files/A_ES-11_PV.1-EN.pdf>

⁽⁹²⁾ UN General Assembly, “Resolution adopted by the General Assembly on 2 March 2022: Aggression against Ukraine,” UN Doc. A/RES/ES-11/1, 18 March 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3965290/files/A_RES_ES-11_1-EN.pdf>

⁽⁹³⁾ UN General Assembly, “Resolution adopted by the General Assembly on 24 March 2022: Humanitarian consequences of the aggression against Ukraine,” UN Doc. A/RES/ES-11/2, 28 March 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3966630/files/A_RES_ES-11_2-EN.pdf>

⁽⁹⁴⁾ UN General Assembly, “Resolution adopted by the General Assembly on 7 April 2022: Suspension of the rights of membership of the Russian Federation in the Human Rights Council,” UN Doc. A/RES/ES-11/3, 8 April 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3967950/files/A_RES_ES-11_3-EN.pdf>

⁽⁹⁵⁾ 当初、ウクライナを含む欧米諸国、オセアニア諸国、韓国及び日本等61か国の共同提案とされたが、表決の直前にアルゼンチンを含む中南米諸国、シンガポールを含む東南アジア諸国等29か国が共同提案国に加わった。UN General Assembly, “Humanitarian consequences of the aggression against Ukraine: draft resolution,” UN Doc. A/ES-11/L.2, 21 March 2022. <https://digitallibrary.un.org/record/3965675/files/A_ES-11_L.2-EN.pdf>; UN Doc. A/ES-11/PV.9, *op.cit.*(51), pp.11-12.

⁽⁹⁶⁾ UN Doc. A/ES-11/PV.9, *ibid.* なお、I2で述べたとおり、ロシアを名指しせずにウクライナにおける人道状況に焦点を当てた決議案「ウクライナにおける紛争から生じた人道状況」(UN Doc. A/ES-11/L.3)を国連総会緊急特別会期に提出した南アフリカのほか、南ア決議案の方が加盟国の結束の促進をより導くものとして賛同する姿勢を見せた中国は、この表決では棄権した。*ibid.*, pp.3-4, 12. I2(1)(ii)も参照。

⁽⁹⁷⁾ なお、“civilians”は「民間人」又は「文民」、 “civilian population”は「文民たる住民」、 “civilian objects”は「民用物」とした。

並びに人道支援を必要とする国内避難民及び難民の増加に深刻な懸念を表明し」(前文第9項)

- ・「全てのコミュニティの安全と繁栄を促進しながら、いかなる種類の差別もなしに、紛争や暴力から逃れる人々の安全、尊厳、人権及び基本的自由を、その地位に関係なく保護する必要性を再確認し、この点に関して、難民を含む移動中の人々に対する人種差別的なあらゆる行為、明示及び表現、人種的な差別、外国人排斥並びに関連する不寛容を非難し」(前文第10項)
- ・「文民それ自体とその他の保護される者及び民間人退避車列を含む民用物を対象とするあらゆる攻撃並びに無差別な砲撃及び爆発性兵器の無差別な使用を含む無差別で不均衡な攻撃を強く非難し、さらに民生インフラへの損害及び民間人への不発弾のもたらす長期的なリスクに懸念を表明し」(前文第11項)
- ・「難民や国内避難民を含む、女性や子ども、障害者や高齢者を含む固有のニーズを有するその他の民間人に武力紛争が与える特別な影響を強調し、影響を受けた全ての民間人に対し安全な通過とともに保護及び支援を確保する必要性も強調し」(前文第12項)
- ・「ウクライナの原子力インフラの爆撃と砲撃から生じるおそれのある事故による重大な人道上の帰結について懸念を表明し、全ての原子力インフラの安全及びセキュリティを確保する義務を繰り返し指摘し、紛争が環境に与える影響について懸念を表明し」(前文第16項)
- ・「全ての国及び武力紛争の当事者が国際人道法を完全に尊重する義務、特に区別及び均衡性の原則並びに文民への危害及び民用物への損害を回避し、いかなる事態においても[そうした損害を]最小限に抑えるために、実行可能な全ての予防措置を講じる義務を想起し、文民たる住民を飢えさせることを目的とする包囲攻撃は、国際人道法に違反していることを繰り返し指摘し、そして、全ての国と武力紛争の当事者に、強制的に追放された人々に関するものを含む人権及びノン・ルフールマンの原則⁽⁹⁸⁾を尊重するよう促し」(前文第17項)
- ・「全ての武力紛争の当事者に対し、文民及び民用物並びに環境の保護に関する国際人道法の下での義務を果たし、文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることを差し控え、人道支援要員及び人道支援活動のために用いられる委託品を尊重及び保護し、文民たる住民への不可欠なサービスの提供に必須のものを含む民用物に対する攻撃を差し控える[spare]よう繰り返し要請し」(前文第18項)
- ・「人道支援の提供における人道性、中立性、公平性及び独立性の諸原則を再確認し⁽⁹⁹⁾、複雑な緊急事態の状況下で人道支援の提供に関与する全ての主体がこれらの諸原則を推進す

⁽⁹⁸⁾ 迫害を受けるおそれのある国に外国人を追放や送還してはならないとする国際法上の原則。難民の地位に関する条約 (Convention relating to the Status of Refugees, 28 July 1951, 189 UNTS 137) 第33条を始め、複数の条約に定めがある (岩沢 前掲注(2), pp.348, 552.)。

⁽⁹⁹⁾ 国連による人道支援の基本原則については、1991年12月19日に採択された「国連の人道的緊急支援の調整の強化」と題する総会決議46/182の附属書I (Guiding Principles) の第2項 (UN General Assembly, *op.cit.*(52), p.50.) において、「人道支援は人道性、中立性、公平性の原則に基づいて提供されねばならない」とされ、その後、2003年12月17日に採択された「国連の緊急人道支援の調整の強化」と題する総会決議58/114の前文第5項 (UN General Assembly, “Resolution adopted by the General Assembly on 17 December 2003: 58/114. Strengthening of the coordination of emergency humanitarian assistance of the United Nations,” UN Doc. A/RES/58/114, 5 February 2004, p.1. <https://digitallibrary.un.org/record/508943/files/A_RES_58_114-EN.pdf>) において、独立性もまた、人道支援の提供の際の重要な基本原則であるとの認識が示された。この独立性とは、人道支援活動が行われている地域に関して、支援主体が持ち得る政治的、経済的、軍事的又はその他の目的から人道目的を切り離すことを意味するとも説明されている。

るとともに十分に尊重する必要があることを改めて再確認し」(前文第19項)

(2) 本文

- ・「ウクライナに対するロシア連邦による敵対行為、特に文民及び民用物に対する攻撃の即時停止を要求する。」(第2項)
- ・「また、人道支援要員、ジャーナリスト、女性及び子どもといった脆弱な状況にある者を含む民間人が完全に保護されることを要求する。」(第3項)
- ・「さらに、医療業務に専念する全ての医療要員及び人道支援要員、それらの輸送手段及び設備、並びに病院及びその他の医療施設の完全な尊重及び保護を要求する。」(第4項)
- ・「武力紛争において[も]、文民たる住民の生存に不可欠な物及び必須のサービスの供与のために重要な民生インフラの完全な尊重と保護を要求する。」(第5項)
- ・「また、全ての当事者が、武力紛争及び暴力から逃れる民間人、外国人を含め、特に学生を差別なく保護し、自発的で安全かつ妨害のない通行を可能にすることを要求する。」(第6項)
- ・「さらに、その[全ての]当事者が、ウクライナ及びその近隣諸国において必要としている人々への人道支援要員の安全で妨害のない人道アクセス並びに輸送手段、物資及び設備を確保する義務を果たすことを要求する。」(第7項)
- ・「ウクライナの都市、特にマリウポリの都市の包囲攻撃は、文民たる住民の人道状況を更に悪化させ、避難努力を妨げることを強調し、それゆえに、これらの包囲攻撃を終結させることを要求する。」(第8項)
- ・「国際人道法の全ての違反及び人権の侵害と不当な扱い[violations and abuses]を非難し、武力紛争の全ての当事者に対し、1949年のジュネーヴ諸条約及び1977年の第一追加議定書を含む国際人道法を厳格に尊重し、国際人権法及び国際難民法(該当する場合は、ノン・フルマンの原則を含む。)を尊重するよう、要請する。」(第9項)
- ・「[[国連]加盟国に対し、国連人道対応計画2022、ウクライナへの人道的対応のために国連により開始されたフラッシュ・アピール並びにウクライナ及びその近隣諸国のための地域難民対応計画に対し⁽¹⁰⁰⁾、十分に資金を提供することを要請し、2022年2月の更新情報を含む「世界人道概況2022」⁽¹⁰¹⁾における所見に懸念を持って留意する。」(第10項)

⁽¹⁰⁰⁾ 国連の人道支援諸機関は2022年3月1日、ウクライナ全土及びその周辺に逃れる人々を支援するために約17億ドルを要求する、2つの緊急計画を公表した(“Ukraine: \$1.7 billion appeal launched to help refugee exodus, host countries,” *UN News*, 1 March 2022. <<https://news.un.org/en/story/2022/03/1113052>>)。フラッシュ・アピールについては、2022年3月1日付けで公表され、同年4月25日付けで改訂されている(OCHA, “Ukraine Flash Appeal (March-May 2022),” 1 March 2022. <<https://reliefweb.int/report/ukraine/ukraine-flash-appeal-march-may-2022-enukru>>; *idem*, “Ukraine Flash Appeal (March-August 2022),” 25 April 2022. <<https://reliefweb.int/report/ukraine/ukraine-flash-appeal-march-august-2022-enruuk>>)。地域難民対応計画については、次を参照。“Ukraine Situation: Regional Refugee Response Plan.” UNHCR website <<https://reporting.unhcr.org/ukraine-situation-rrp-summary>>

⁽¹⁰¹⁾ 国連人道問題調整事務所(UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: OCHA)が世界の人道危機の現状、見通しや課題を分析した報告書(年報)であり、月次で更新情報が刊行される。2022年2月の更新情報では、ウクライナの人道危機への対応方針が示されると同時に、末尾において、ウクライナの人々への支援がイエメン、エチオピア、アフガニスタンの人々への支援を犠牲にして行われてはならないとのマティルダ・エーンクランス(Matilda Ernkrans)スウェーデン国際開発協力及び人道問題担当大臣の言葉が紹介されている。OCHA, *Global Humanitarian Overview 2022, February Update*, [7 Mar 2022], pp.2-3, 9-12. <https://reliefweb.int/attachments/71cf5ae7-ba37-3ea0-b951-33d03d1e3480/GHO_Monthly_Update_28FEB2022.pdf>

Ⅲ 国際機関及び国際人権 NGO の対応と評価

ロシアによる軍事侵攻が継続される中、主要な国際機関や国際社会に影響を及ぼし得る国際人権 NGO により、ウクライナ各地における人道上の被害の認識やその実態などが伝えられている。このうち、2022年6月末までに内容を確認した主な資料から、以下、①アントニオ・グテーレス (António Guterres) 国連事務総長の2022年3月28日及び4月3日付けの声明等、②国際人権 NGO のヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch: HRW) が2022年4月3日付けで公表した報告書、③ミシェル・バचेレ (Michelle Bachelet) 国連人権高等弁務官の2022年4月4日及び同年4月22日付けの声明、④欧州安全保障協力機構 (OSCE) が2022年4月13日付けで公表した報告書、⑤国際人権 NGO のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) が2022年6月13日付けで公表した報告書、⑥国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) が2022年6月29日付けで公表した報告書の主要部分を紹介する。

1 国連事務総長による声明等 (2022年3月28日及び4月3日)

(1) ウクライナにおける戦争に関する報道陣に対する発言 (2022年3月28日)

グテーレス国連事務総長は、2022年3月28日付けの発言において、事務総長の「周旋」活動として⁽¹⁰²⁾、国連の世界各地における人道的活動の調整官であるマーティン・グリフィス (Martin Griffiths) 事務次長に対し、ウクライナにおける人道的停戦のための合意や調整の可能性について、直ちに当事者らと検討するよう指示したと述べている⁽¹⁰³⁾。また、「1カ月前にロシアによる侵攻が始まって以来、この戦争によって何千もの人命が不必要に失われ、女性と子どもを中心とした1,000万もの人々が故郷を追われ、基幹インフラが組織的に破壊され、世界中で食料とエネルギー価格が高騰して」⁽¹⁰⁴⁾いるとの認識を示し、これを止めなければならないと述べた。それとともに、国連の諸機関が連携して行ってきた人道支援活動の概要を紹介した上で、人道的悲劇に対応するための政治的解決の重要性について、次のように発言している⁽¹⁰⁵⁾。

- ・ 「しかし、明確にしておきたい。この人道的悲劇の解決は、人道的にではなく、政治的に行われるものである。」
- ・ 「私は、そのために即時の人道的停戦を求めている。真剣な政治的交渉を前進させ、国連憲章に基づく和平合意に達する目的のために。」

⁽¹⁰²⁾ 国連事務総長は「外交官にして唱道者、公務員であると同時に経営責任者でもある」とされ、国連の理想の象徴であり、世界の人々、特に貧困層や弱者の代弁者であるとも説明される。「周旋」(good offices)とは、事務総長が果たす最も重要な役割の1つであり、事務総長が公的又は私的に、その独立性、公平さ、高潔さを駆使して、国際紛争の発生、拡大又は拡散を防止することと説明されている。“The role of the Secretary-General.” United Nations Secretary-General website <<https://www.un.org/sg/en/content/the-role-of-the-secretary-general>>; 「事務総長」国際連合広報センターウェブサイト <https://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/secretariat/secretary-general/>

⁽¹⁰³⁾ António Guterres, “Secretary-General’s opening remarks at press encounter on the war in Ukraine,” 28 March 2022. United Nations Secretary-General website <<https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2022-03-28/opening-remarks-press-encounter-war-ukraine>> 日本語訳は次を参照。「ウクライナでの戦争に関して報道陣に対するアントニオ・グテーレス国連事務総長発言 (ニューヨーク、2022年3月28日)」『プレスリリース』22-015-J, 2022.3.31. 国際連合広報センターウェブサイト <https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/43764/>

⁽¹⁰⁴⁾ 同上 (国連広報センターによる和訳)

⁽¹⁰⁵⁾ Guterres, *op.cit.*(⁽¹⁰³⁾)の後半部分から、同上を参考に一部を抜粋した。

- ・ 「敵対行為の停止により、必要不可欠な人道支援を提供することが可能になり、民間人が安全に移動することが可能になる。人命を救い、苦難を防ぎ、民間人を保護できる。」
- ・ 「私は、停戦が、この戦争が世界にもたらした影響に対処する助けにもなることを望む。この戦争により、多くの開発途上国における飢餓の危機が深刻化するおそれがある。これらの国々は、[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の] 世界的大流行（パンデミック）からの復興に投資する財政的余裕がない中で、現在、食料とエネルギー価格の高騰に直面している。」
- ・ 「私は、この紛争の当事者、そして国際社会全体に、ウクライナの人々や世界中の人々と連帯して平和のために私たちと協力することを強く訴える。」

(2) ウクライナに関する声明（2022年4月3日）

グテーレス事務総長は2022年4月3日、ウクライナの首都キーウ郊外のブチャで民間人とみられる多くの遺体が見つかったことを受け⁽¹⁰⁶⁾、次の2文から成る声明を発した⁽¹⁰⁷⁾。

- ・ 「私は、ウクライナのブチャにおいて殺害された民間人の画像に大きな衝撃を受けている。」
- ・ 「効果的な説明責任につながる独立した調査が不可欠である。」

2 ヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書（2022年4月3日）

国際人権 NGO である HRW が2022年4月3日付けで公表した報告書「ウクライナ：ロシア支配地域での明白な戦争犯罪」によれば、ロシア軍が一時占拠したキーウ等各州で、レイプ、即決処刑（summary execution）など、民間人に対する不法な暴力と脅迫の事例が報告されている⁽¹⁰⁸⁾。調査は2022年2月27日から3月14日までの期間を対象とし、目撃者、被害者、地元住民など10人に対し、直接又は電話で行ったインタビューに基づき行われた。主な事例は、次のとおりである⁽¹⁰⁹⁾。

- ・ 「チェルニヒウ（チェルニゴフ）州のスタリイ・ビキフ（Strayi Bykiv）村で、ロシア軍は2月27日に少なくとも6人の男性を拘束し、その後処刑した。」
- ・ 「3月4日、キーウ（キエフ）の北西約30kmの街ブチャで、ロシア軍は男性5人を拘束し、うち1人に即決処刑を実行した。」
- ・ 「3月4日、キーウ（キエフ）北西のザブチャ（Zabuchchya）村で、あるロシア兵が〔この男性（60歳）と息子の〕自宅を搜索し、裏庭から猟銃とガソリンを見つけると、この男性と息子に即決処刑を実行すると脅した。別の兵士が割って入って、2人を殺すのを止めさせたという。」
- ・ 「3月6日、キーウ（キエフ）の北西約50kmのボルゼル（Vorzel）村で、ロシア兵たちは地下室に発煙筒を投げ込み、避難していた女性1人と14歳の子どもが地下室から出てき

⁽¹⁰⁶⁾ 被害状況について、前掲注⁽¹⁵⁾も参照。

⁽¹⁰⁷⁾ “Statement by the Secretary-General: on Ukraine,” *op.cit.*⁽⁵⁸⁾

⁽¹⁰⁸⁾ “Ukraine: Apparent War Crimes in Russia-Controlled Areas,” April 3, 2022. HRW website <<https://www.hrw.org/news/2022/04/03/ukraine-apparent-war-crimes-russia-controlled-areas>>; 「ウクライナ：ロシア支配地域での明白な戦争犯罪」 April 3, 2022. *ibid.* <<https://www.hrw.org/ja/news/2022/04/03/ukraine-apparent-war-crimes-russia-controlled-areas>>

⁽¹⁰⁹⁾ 同上（日本語版）から一部を時系列順に引用した。

たところを発砲した。女性は2日後にこのときの負傷が原因で死亡した。(中略) 子どもは即死だったという。」

- ・「ある女性は(中略)家族とともに避難していたハルキウ(ハリコフ)州の学校で、3月13日にあるロシア兵に繰り返しレイプされたと言った。その女性は、その兵士に殴られ、ナイフで顔や首、髪を切られたという。翌日、女性はハルキウ(ハリコフ)の街に逃げ、治療などの支援を受けることができた。」
- ・「ヒューマン・ライツ・ウォッチのチームがインタビューしたウクライナ民間人の多くは、ロシア軍が食料や薪、衣料のほか、チェーンソーや斧、ガソリンなどの物資を略奪したと述べている。」

HRWのヒュー・ウィリアムソン(Hugh Williamson)欧州・中央アジア局長は、これらの事例について、次のように述べている⁽¹¹⁰⁾。

- ・「我々が記録した事例は、ウクライナの民間人に対する言いようのない意図的な残虐行為や暴力に相当する」
- ・「ロシア軍に拘束された人々へのレイプ、殺人、その他の暴力行為は、戦争犯罪として捜査されるべきだ」

なお、これらの事例は事態のごく一部にすぎないとも指摘されている。同報告書作成に関与したHRWの調査員は、「事態の全容が明らかになるには何日も、何週間も、何カ月もかかるに違いない」と述べている⁽¹¹¹⁾。

3 国連人権高等弁務官による声明(2022年4月4日及び4月22日)

(1) ウクライナのブチャにおける被害に焦点を当てた声明(2022年4月4日)

バチェレ国連人権高等弁務官は2022年4月4日、ウクライナのブチャにおける被害について、次の4文から成る声明を発した⁽¹¹²⁾。

- ・「私は、ウクライナのブチャの街で、民間人が路上に死んで横たわっていたり、急ごしらえの墓に埋められていたりする画像に恐怖を感じている。」
- ・「この地域や他の地域からの報告は、戦争犯罪の可能性とともに、国際人道法の重大な違反や国際人権法の深刻な違反について、深刻で不穏な問題を提起している。」
- ・「犠牲者の家族に情報を提供し、正確な死因を明らかにするために、全ての遺体を発掘して身元を特定することが不可欠である。証拠を保存するためにあらゆる措置を講じる必

⁽¹¹⁰⁾ 同上

⁽¹¹¹⁾ エイミー・マッキノン、メアリー・ヤン「ロシア軍「ブチャ虐殺」の一部始終」『Newsweek』1788号、2022.4.19、p.38.

⁽¹¹²⁾ “Comment by UN High Commissioner for Human Rights Michelle Bachelet on bodies in town of Bucha in Ukraine,” 4 April 2022. OHCHR website <<https://www.ohchr.org/en/statements-and-speeches/2022/04/comment-un-high-commissioner-human-rights-michelle-bachelet-bodies>> なお、国連人権高等弁務官は、1993年12月20日の国連総会決議48/141(コンセンサス採択)に基づき設置され、国連の人権活動に主要な責任を持ち、全ての人が全ての人権を効果的に享受できるよう人権の促進と擁護を図り、様々な活動を行い、事務総長の指示と権限の下、その活動を人権理事会と総会に報告する。“The role of the High Commissioner for Human Rights.” *ibid.* <<https://www.ohchr.org/en/about-us/high-commissioner>> 前掲注⁽²⁴⁾も参照。

要がある。」

- ・「真実、正義、説明責任、そして被害者とその家族への賠償や救済を確実にするために、ブチャで何が起こったのかについて、独立した効果的な調査が行われるよう、あらゆる努力を払うことが重要である。」

(2) 国際人道法及び国際人権法の尊重を促す声明（2022年4月22日）

バチエレ国連人権高等弁務官は、2022年4月22日付けのOHCHRのプレスリリースで、次のように述べている⁽¹¹³⁾。

- ・「この8週間にわたり、国際人道法は、単に無視されただけでなく、見たところ明らかに、打ち捨てられたようである。」
- ・「4月8日には、[ウクライナ]政府が管理するクラマトルシクで、クラスター弾の子弾[cluster sub-munitions]が鉄道駅を襲い、60人の民間人を殺害し、111人を負傷させた。このとき私たちが見たものは、区別の原則、無差別攻撃の禁止及び国際人道法に定められた予防原則⁽¹¹⁴⁾の遵守の失敗を象徴している。」
- ・「ロシア軍が以前に占領していた地域での民間人の即決処刑の規模[の問題]も浮上している。証拠の保存と遺体の適切な扱い、並びに犠牲者とその親族に対する心理的救済及びその他の救済を確保する必要がある。」
- ・「私たちの同僚が話しかけたブチャの居住者のほぼ全てが、親戚、隣人又は見知らぬ人の死について話してくれた。そこで何が起こったのかを明らかにするために、更に多くのことをする必要があることを私たちは知っている。また、ブチャ[での事態]は単独の事件ではないことも私たちは知っている。」
- ・「私たちは、少なくとも3,000人の民間人が、医療を受けられなかったため、そして敵対行為の中で彼らの健康にストレスがかかったために亡くなったと推定している。その中には、ロシア軍により強制的に地下室に入れられ、又は、自分の家に何日も何週間も閉じ込められていた者もいる。」
- ・「これまでの私たちの仕事は、民間人に対して行われた違反の惨劇を詳述している。何よりもまず、この無意味な戦争は止めなければならない。しかし、戦闘は衰える兆しを見せていないため、紛争の全ての当事者が彼らの戦闘員に対し、国際人道法と国際人権法を厳格に尊重するよう、明確な指示を与えることが重要である。」
- ・「このことは、民用と軍用の物を区別することを意味する。それは、民間人を標的にしたり、故意に殺したりしないことを意味する。それは性的暴力を犯さないことを意味する。捕虜を含め、人々は、拷問されてはならない。民間人、捕虜、その他の戦闘能力を失った人々

⁽¹¹³⁾ “Bachelet urges respect for international humanitarian law amid growing evidence of war crimes in Ukraine,” 22 April 2022. OHCHR website <<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2022/04/bachelet-urges-respect-international-humanitarian-law-amid-growing-evidence>>

⁽¹¹⁴⁾ 国際人道法は、文民及び民用物への被害を最小限にするための予防措置をとる義務を紛争当事国に課している。例えば、攻撃の際の義務として、攻撃目標が軍事目標であり特別の保護対象ではないことや当該目標に対する攻撃が禁止されたものでないことを確認するための全ての実行可能な措置をとること、文民や民用物に対する巻き添え被害を最小限にするために全ての実行可能な措置をとること等があり、攻撃される際の義務として、自国の支配下にある文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること、人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること等がある（ジュネーブ諸条約第一追加議定書第57条～第58条）。

は人道的に扱われなければならない。』

- ・ 「軍隊の指揮官は、そのような違反に関与したことが判明した者は誰でも起訴され、責任を問われることを、戦闘員に明確に示さなければならない。』
- ・ 「私は、紛争の当事者に対し、国際法の下での義務に従い、彼らの国民、軍隊及び関連する武装集団によって犯されたとされる、国際人権法及び国際人道法の全ての違反を調査するよう要請する。』

4 欧州安全保障協力機構による報告書（2022年4月13日）

OSCEの民主制度・人権事務所（ODIHR）が2022年4月13日付けで公表した報告書は、2022年2月24日から同年4月1日までにウクライナで生じた国際人道法及び国際人権法の主な違反行為等についてまとめている⁽¹¹⁵⁾。この調査は、2022年3月3日、OSCEの45の参加国がウクライナと協議の後、ロシアの侵略と戦争行為がもたらす人権への影響と人道的な影響に対処するため、OSCEの人的側面（Human dimension）に関する規範の履行確保手段の1つである「モスクワ・メカニズム」を発動したことを根拠に実施された⁽¹¹⁶⁾。3名の専門家で構成されたミッション（調査団）により、2022年3月15日から4月4日までの3週間の期間で報告書が作成された⁽¹¹⁷⁾。主な情報源として、ウクライナ政府（ウクライナ軍は除く。）関係機関、メディア、国連諸機関及び欧州評議会、ウクライナにおける戦争犯罪調査に関わる20以上のNGO、ロシアの公開情報に詳しい第三国の軍事専門家等が挙げられ、複数の専門家へのインタビューも行われたとされている⁽¹¹⁸⁾。報告書は、ブチャ及びマリウポリにおける被害等を含め、国際人道法違反及び国際人権法違反について次の諸点を指摘している（該当部分を抄訳した）。なお、調査対象期間は2022年2月24日から同年4月1日までとされていたが、ブチャでの大規模な被害については、調査対象期間の終了後に調査団が受領した申立てとして言及されている。

- ・ 調査団は、調査が正式に終了した後、キーウ近郊の村々、特にロシア軍撤退後のブチャなどで、多数の民間人の即決処刑が行われたという申立てを受領した。一部には手を縛られた状態で殺された民間人の写真やビデオがあり、複数の集団墓地についての報告がある。これらの殺害が証明されるならば、ロシア軍による大規模な戦争犯罪及び人道に対する罪を構成する⁽¹¹⁹⁾。
- ・ 国際人道法違反の申立ての多くについて、詳細な評価及び個別の事件に関する戦争犯罪の

(115) 報告書の全文は次を参照。Wolfgang Benedek et al., “Report on Violations of International Humanitarian and Human Rights Law, War Crimes and Crimes against Humanity Committed in Ukraine since 24 February 2022,” 13 April 2022. OSCE website <<https://www.osce.org/files/f/documents/f/a/515868.pdf>>（仮訳邦題「2022年2月24日以降にウクライナで行われた国際人道法及び国際人権法の違反、戦争犯罪並びに人道に対する罪に関する報告」）なお、本報告書の続編が2022年7月14日付けで公表されている。OSCE, “Report on Violations of International Humanitarian and Human Rights Law, War Crimes and Crimes against Humanity Committed in Ukraine (1 April - 25 June 2022),” 14 July 2022. <<https://www.osce.org/files/f/documents/3/e/522616.pdf>>

(116) モスクワ・メカニズムにより、OSCE参加国は、特定の人的側面の問題の解決のために専門家の支援を受けることができる（“Ukraine appoints mission of experts following invocation of the OSCE’s Moscow Mechanism,” 15 March 2022. OSCE website <<https://www.osce.org/odihr/513973>>）。なお、人的側面とは、人権及び民主主義の分野であると説明されている（“Human dimension mechanisms.” *ibid.* <<https://www.osce.org/odihr/human-dimension-mechanisms>>）。

(117) Benedek et al., *op.cit.*(115), pp.1-2.

(118) *ibid.*, pp.2-3.

(119) *ibid.*, pp.2, 22.

特定は不可能であったが、調査した多くの問題において、ロシア軍による国際人道法違反の明確なパターンを見いだした。特に、彼らが敵対行為の実施において、もし、区別、均衡性及び攻撃の際の予防措置等の国際人道法上の義務を尊重していたら、民間人死傷者や、損傷し破壊された民間施設もかなり少なかったはずである。マリウポリの包囲攻撃の行為は、その中でも極端な一例である⁽¹²⁰⁾。

- ・ 2022年3月9日、390床のマリウポリ産科小児科病院が攻撃により深刻な被害を受け、3人が死亡、17人が負傷した（少なくとも1人の負傷した妊婦とその後出産した新生児が、後にこの負傷により死亡した。）。ロシア以外の全ての情報源は、病院が攻撃を受けた時点で明確に識別可能であり〔本来の目的で〕運営されていたことを示している。攻撃の直前と直後に撮影された画像は、それが運営中の病院であり、攻撃によって深刻な被害を受けたことを証明している。ロシアは当初、この事件をウクライナによるフェイクニュースと主張し、その後、この建物が軍事利用されていたこと、また、全ての患者は避難していたことなどを主張したが、軍事利用の裏付けとされる報道の写真やビデオが示す建物は、衛星画像が示す病院から1km以内にあるどの建物とも一致しなかった。調査団は、病院がロシアの攻撃によって破壊されたと結論付けている。ロシアの説明に基づく、攻撃は意図的であったに違いなく、この攻撃は国際人道法の明らかな違反を構成し、その責任を負う者は戦争犯罪を行ったのである⁽¹²¹⁾。
- ・ 3月16日、マリウポリの中心にある劇場が、ロシアの空爆により（議論の余地のない）強力な爆発物を用いて破壊されたとの情報を得た。建物両側面の標識により子どもを収容していると明確に示され、多くの民間人が避難していた劇場の破壊が意図的であったことも議論の余地がない。最大1,300人が当劇場に避難場所を求めていたと伝えられている。攻撃後、子どもを含む約150人が自力で立ち去ることができたが、300人が死亡したと判断された。マリウポリの包囲攻撃と生存者のトラウマにより多くの人々にインタビューすることはできず、残りの人々の安否に関する情報は得られなかった。この事件は、国際人道法の甚だしい違反を構成する可能性が最も高く、それを命じ又は実行した者は、戦争犯罪を行ったのである⁽¹²²⁾。
- ・ ウクライナの行為に関しても、幾つかの違反行為や問題が認識された。特に調査団が懸念しているのは、そもそも犯罪者とみなされ、ジュネーヴ第三条約⁽¹²³⁾と相容れない方法で扱われた捕虜の扱いについてである。ただし、ロシアではなくウクライナが、メディア、ウクライナ当局及びNGOにより、ウクライナに起因する死、負傷又は破壊の一部をロシアのせいにしたというロシアによる主張は、ほとんどの場合、裏付けることができなかつ

⁽¹²⁰⁾ *ibid.*, pp. i, 93.

⁽¹²¹⁾ *ibid.*, pp.46-47.

⁽¹²²⁾ *ibid.*, pp.47-48. なお、(本稿では紹介を割愛した資料であるが) アムネスティ・インターナショナルがマリウポリの劇場へのロシアによる空爆に焦点を当てた報告書(2022年6月刊行)は、アムネスティによる調査では、なぜ当該劇場が攻撃されたのかについての確証は得られなかったが、その理由がいかなるものであれ、ロシア軍による攻撃は戦争犯罪に相当すると説明している。Amnesty International, “Children”: The attack on the Donetsk Regional Academic Drama Theatre in Mariupol, Ukraine,” EUR 50/5713/2022, 2022, pp.5, 63-66. <<https://www.amnesty.org/en/documents/eur50/5713/2022/en/>>

⁽¹²³⁾ ジュネーヴ諸条約のうち、第三条約は、捕虜について、敵対する紛争当事国の権力内に陥ったときから、最終的に解放され、かつ、送還されるまでの間の取扱いに関する規定を置く(前掲注(7)の第三条約に同じ)。捕虜は常に人道的に待遇し、かつ、保護しなければならないとされ、特に暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心からの保護などが規定されている(第13条)。

た⁽¹²⁴⁾。

- ・ 国際人権法違反に関わる申立ての全てを検証することはできなかったが、最も基本的な人権（生存権、拷問その他の非人道的で品位を傷つける扱いと処罰の禁止など）に関する違反行為が、主にロシアの実効的な支配下にある地域又はロシアの管理下にある団体で行われていることを示唆する、信頼できる証拠が見つまっている⁽¹²⁵⁾。
- ・ 調査団はまた、現在の紛争が人権の享受に与える影響は、これらの権利の直接の侵害を超えているとの結論を得た。ロシアによる違法な攻撃で開始された紛争は、甚大な破壊や重要サービス（教育、医療）提供の妨害により、ウクライナが国内の住民の人権を効果的に尊重し、保護し、履行することを極めて困難にしている。紛争はウクライナの全ての住民に悪影響を及ぼしている一方、女性、子ども、高齢者又は障害者などの脆弱なグループに属する個人に特に悪影響を及ぼし続けている⁽¹²⁶⁾。
- ・ ウクライナに対するロシアの攻撃それ自体が、民間人に対する広範な又は組織的な攻撃とみなされ得るかどうかを結論付けることはできない。しかし、ジャーナリストや現地の公務員を含む民間人の標的殺害 [targeted killing]⁽¹²⁷⁾、強制失踪又は拉致など、国際人権法に違反する暴力行為のパターンの幾つかは、紛争の過程で繰り返し証拠資料が提供されており、この条件を満たす可能性が高いと考えられる。この類のいかなる単一の暴力行為も、そのような攻撃の一部として、それを知らずに行われていれば、人道に対する罪を構成するであろう⁽¹²⁸⁾。
- ・ 国際人道法及び国際人権法の違反という観点では、ロシア及びウクライナの双方において、それぞれの義務を守る責任がある。この報告書で述べてきたように、ウクライナ側にもロシア側にも違反行為は見られたが、ロシアによる違反行為の方がその規模や性質において圧倒的に重大なものである⁽¹²⁹⁾。

5 アムネスティ・インターナショナルによる報告書（2022年6月13日）

アムネスティ・インターナショナル（以下「アムネスティ」という。）が2022年6月13日付けで公表した、ウクライナ北東部の都市ハルキウの被害をまとめた報告書によれば、ロシア軍がクラスター弾と散布型地雷などを用いた無差別攻撃を繰り返し行ったとされている⁽¹³⁰⁾。アムネスティによる調査は、2022年4月から5月までの計14日間をかけてハルキウへの攻撃41事例を対象に行われた。これらの攻撃で少なくとも62人の民間人が死亡し、196人以上が負傷したとされる。アムネスティの調査員らは攻撃現場を訪問し、被害者、生存者、被害者の親族、目撃者及び治療に当たった医師など160人に対しインタビューを実施した。また、彼ら

⁽¹²⁴⁾ Benedek et al., *op.cit.*(115), pp. ii, 93.

⁽¹²⁵⁾ *ibid.*, pp. ii, 93.

⁽¹²⁶⁾ *ibid.*, pp. ii, 93.

⁽¹²⁷⁾ “targeted killing”の公定訳はなく、「標的殺害」という用語が比較的多く使用されているが、この訳語は、国際人道法上の用語ではなく正確さを欠くとの指摘もある（鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック 第3版』内外出版, 2020, p.135.）。本稿では、2022年5月8日付けのG7首脳声明で“targets”に「標的」との訳語が当てられている例に従い、「標的殺害」とした。

⁽¹²⁸⁾ Benedek et al., *op.cit.*(115), pp. ii, 93.

⁽¹²⁹⁾ *ibid.*, pp. ii, 93-94.

⁽¹³⁰⁾ Amnesty International, ““Anyone can die at any time”: Indiscriminate Attacks by Russian Forces in Kharkiv, Ukraine,” EUR 50/5682/2022, 2022. <<https://www.amnesty.org/en/documents/eur50/5682/2022/en/>>（仮訳邦題「「誰がいつ死んでもおかしくない」ウクライナのハルキウにおけるロシア軍の無差別攻撃」）

は、特に兵器の専門家により検証された爆弾の破片、数々のデジタル調査素材 (digital investigative material) など、被害現場の重要な証拠を集めて分析した。その結果、ハルキウ各地で計7回のクラスター弾による攻撃が立証され、散布型地雷その他の爆発兵器、特にグラート・ロケット (Grad rockets) を用いた無差別攻撃も含めると、2月28日から4月30日までの間にロシア軍によりハルキウに対して行われた攻撃のうち、全部で28回の無差別攻撃が立証されたという⁽¹³¹⁾。本報告書では、これらの無差別攻撃の特徴について、次の諸点が指摘されている (該当部分を抄訳した)。

- ・ ロシア軍は、国際的に禁止されたクラスター弾を使用して、人口が密集する住宅地で破壊的で無差別な攻撃を繰り返し、多数の民間人を殺害し、負傷させた。集中砲火が続く中、男性、女性、そして子どもたちが、自宅や通り、遊び場や共同墓地などで、人道支援物資を求める行列に並んだり、食料を買いに行ったりする間に、殺害され、負傷している⁽¹³²⁾。
- ・ アムネスティの調査員は、ハルキウの各地で7回の攻撃を記録し、「9N210」又は「9N235」のクラスター弾の垂直安定板とペレット (小弾丸) 及びそれらの爆弾を運ぶ220mmウラガン・ロケットの破片を発見した⁽¹³³⁾。彼らはまた、「9N210」又は「9N235」のクラスター弾から予想される被害と一致する、独特の爆砕を含む地面への影響も確認した。ハルキウの2つの病院では、医師が負傷した患者から取り出したクラスター弾特有のペレットが確認された⁽¹³⁴⁾。
- ・ クラスター弾は本質的に無差別である。[クラスター弾を載せた] ロケットは数十個の子弾を空中に放出し、数百平方メートルの広大な範囲に無差別にまき散らす。さらに、クラスター弾は不発弾の割合が高く、衝撃で爆発しないものは地雷となり、長い期間にわたり民間人への脅威をもたらす。こうした理由から、クラスター弾の使用 (並びに生産、貯蔵及び移譲) は、110か国が参加する2008年のクラスター弾条約 (Convention on Cluster Munitions: CCM)⁽¹³⁵⁾で禁止されている。ロシアもウクライナもCCMの締約国ではないが、両国はともに、慣習的な国際人道法の一部を成す、本質的に無差別な兵器の使用禁止を尊重する義務がある⁽¹³⁶⁾。
- ・ ロシア軍は、ハルキウの住宅地に対して別の種類の弾薬も使用した。クラスター弾と対人地雷の最悪の特質を組み合わせた「PTM-1S」は、小型で散布可能な対人地雷である。このような散布型地雷は接触した個人により起爆し得るもので、1997年の対人地雷の使用、

(131) *ibid.*, p.4. なお、グラート・ロケット及びウラガン・ロケット (Uragan rockets) は、ハルキウの住宅地を砲撃するため、ロシア軍により日常的に使用されてきた無誘導ロケット弾を指し、それらの攻撃は本質的に不正確であり、広域に効果を及ぼし、人口密集地域で使用された場合には無差別攻撃になる (例えば、40基のグラート・ロケットで一斉に射撃すると、600m四方の面積に致命的な影響を及ぼす。) と説明されている。*ibid.*, p.21. (notes 31-32.)

(132) *ibid.*, p.6.

(133) 「9N210」と「9N235」は、クラスター弾の種類を指し、いずれも外観はほぼ同じであるが、自己破壊機能の時間遅延の長さ、両者が備えるペレットのサイズのみが異なる等と説明されている。*ibid.*, p.20. ウラガン・ロケットについては、前掲注⁽¹³⁰⁾を参照。

(134) *ibid.*, p.20.

(135) Convention on Cluster Munitions, 30 May 2008, 2688 UNTS 39.

(136) Amnesty International, *op.cit.*⁽¹³⁰⁾, p.20.

貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約⁽¹³⁷⁾の下で禁止されている⁽¹³⁸⁾。

- ・ その他の兵器についても、ハルキウの住宅地への砲撃のためロシア軍に日常的に使用されてきたグラートやウラガンなどの無誘導ロケット弾は、本質的に不正確であり広範囲に影響を及ぼし、人口密集地域で使用されれば無差別兵器になる。同様に、精密誘導装置のない標準的な砲弾の典型的な円形公算誤差（[円形半数必中径、半数必中界とも言われ、]投下した爆弾の半数が収まる円形領域の半径を意味する。）は100mを超えており、建物が数メートルしか離れていない住宅地では、ほぼ確実に民間人の命を犠牲にし、住宅その他の民用物に大規模な破壊と損傷を引き起こす⁽¹³⁹⁾。
- ・ 2022年3月1日の午後、ハルキウのノボバヴァルスキー地区（Novobavarskyi District）のノヴァ・バヴァリヤ・アベニュー（Nova Bavariya Avenue）にロシア軍による複数の砲撃があり、付近の97号棟に住む一人はアムネスティの調査員に対し、「ここに住むのはロシアンルーレットのようなものです。」「いつ生きるか死ぬかわかりません。」と語った⁽¹⁴⁰⁾。また、3月13日の午後、ミル通り（Myru Street）の東端にある112号棟の地下室からアパートの2階に向かうわずか1分間に砲撃に遭い、足に複数の骨折などを負った59歳の女性は、地下室で一緒にいた隣人の男性は、たばこを吸いに外に出たわずかな間に砲撃を受けて死んだと述べ、「誰がいつ死んでもおかしくない。」と語った⁽¹⁴¹⁾。
- ・ アムネスティの調査員がハルキウ各地で得た住民からの報告によれば、ウクライナ軍はしばしば住宅地から作戦を実施し、彼らが発射した砲弾がロシアの砲撃を招いたという。そのような実行は、その地域の民間人を危険にさらし、国際人道法、特に、人口密集地域内又はその近くに軍事目標を配置することを可能な限り回避する義務に違反する⁽¹⁴²⁾。しかし、ここで強調すべきは、こうしたウクライナの違反により、この近隣地域に対して繰り返し発射されたロシア軍による無差別攻撃が正当化されるものではないということである⁽¹⁴³⁾。
- ・ ロシアもウクライナも、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の締約国である。これらの条約並びに慣習的な国際人道法の規則も、ウクライナで現在起きている国際的な武力紛争に全面的に適用される。文民たる住民又は敵対行為に直接的な参加をしていない個々の民間人を攻撃目標とすることは戦争犯罪である。ロシア軍のクラスター弾その他の無誘導ロケット、特定の目標を定められない無誘導の砲弾は、本質的に無差別兵器である。これらによる、人口が密集する住宅地付近への攻撃は、数百人の民間人を死傷させ、数多くの民用物を破壊することが自明の無差別攻撃であり、戦争犯罪を構成する⁽¹⁴⁴⁾。

6 国連人権高等弁務官事務所による報告書（2022年6月29日）

OHCHRが2022年6月29日に公表した報告書は、同年2月24日から5月15日までの期間

⁽¹³⁷⁾ Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and on their Destruction, 18 September 1997, 2056 UNTS 211. なお、対人地雷禁止条約については、ウクライナは締約国であるが、ロシアは未加入である。

⁽¹³⁸⁾ Amnesty International, *op.cit.* (130), p.20.

⁽¹³⁹⁾ *ibid.*, p.21. 円形公算誤差について、金森國臣編『最新軍事情報集 英和対訳 新訂』日外アソシエーツ, 2019, p.137.

⁽¹⁴⁰⁾ *ibid.*, pp.21, 23.

⁽¹⁴¹⁾ *ibid.*, p.23.

⁽¹⁴²⁾ ジュネーブ諸条約第一追加議定書第58条。前掲注⁽¹⁴⁾も参照。

⁽¹⁴³⁾ Amnesty International, *op.cit.* (130), p.34.

⁽¹⁴⁴⁾ *ibid.*, pp.35-36.

を対象に、ロシアによるウクライナへの侵攻が継続する中で生じた国際人道法違反及び国際人権法違反に関する調査結果をまとめている⁽¹⁴⁵⁾。調査はウクライナの国連人権監視ミッション⁽¹⁴⁶⁾によるもので⁽¹⁴⁷⁾、11回の現地視察、3か所の留置所への訪問、人権侵害の被害者や目撃者、被害者の親族や弁護士、政府代表、市民社会のメンバー⁽¹⁴⁸⁾その他の者への517回のインタビューを通じて、また、裁判資料、公式記録、公開情報その他の関連資料から得られた情報に基づき行われた。調査結果は、信頼できると評価された一次情報及び二次情報から収集された、検証済みの情報に基づくと説明されている⁽¹⁴⁹⁾。

本報告書では、「敵対行為が文民たる住民に及ぼす影響」(第3章)についての記述が最も多く⁽¹⁵⁰⁾、敵対行為の実行の背景を説明する中で、多数の民間人死傷者と民生インフラの破壊の程度から、ロシア軍による攻撃が国際人道法を遵守していなかったという重大な懸念が生じている一方で、規模ははるかに小さいものの、ウクライナ軍がウクライナ東部で国際人道法を十分に遵守していなかった可能性があるとも指摘している⁽¹⁵¹⁾。さらに、「生命、自由及び安全への権利」(第4章)では、民間人の殺害、拷問や虐待、紛争に関連する拘禁や性的暴力、捕虜等の取扱い、強制的な徴兵などに関する主な事例が紹介されており⁽¹⁵²⁾、その多くはロシア側による行為とされているが、中にはウクライナ側の行為もある。紙幅の都合もあり、以下では、本報告書の第3章及び第4章の一部から主な内容を紹介する(該当部分を抄訳した。)

(1) 「敵対行為が文民たる住民に及ぼす影響」(第3章)

- ・ 調査対象期間(2022年2月24日から同年5月15日まで)にOHCHRが記録した民間人死傷者の合計は8,368人、うち3,924人が死亡、4,444人が負傷した。以上の人数は、OHCHRが十分に検証できた事案のみの数であるため、実際の死傷者数は、これよりはるかに多いと考えられる⁽¹⁵³⁾。
- ・ 調査対象期間(同上)にOHCHRが記録した民用物の破壊及び損傷については、ウクライナ全土における医療施設及び教育施設と、キーウ、ハルキウ及びドネツクの各州における住宅の被害状況に焦点を当てている。破壊及び損傷の大部分は人口密集地域における爆発性兵器によるものであり、甚大な破壊の規模は国際人道法違反を強く表している⁽¹⁵⁴⁾。OHCHRが記録した、攻撃の結果として損傷又は破壊された医療施設数は182、教育施設

⁽¹⁴⁵⁾ United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, “Situation of Human Rights in Ukraine in the Context of the Armed Attack by the Russian Federation: 24 February - 15 May 2022,” 29 June 2022. <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/ua/2022-06-29/2022-06-UkraineArmedAttack-EN.pdf>> (仮訳邦題「ロシア連邦による武力攻撃下にあるウクライナにおける人権状況(2022年2月24日～5月15日)」なお、これと同じ題名で、ほぼ同内容の報告書が6月30日付けで国連人権理事会に提出されている(UN Doc. A/HRC/50/CRP.4, 30 June 2022. <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/hrbodies/hrc/regularsessions/session50/2022-07-01/A-HRC-50-CRP4-EnglishVersion.docx>>))。

⁽¹⁴⁶⁾ 前掲注⁽²⁴⁾

⁽¹⁴⁷⁾ United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, *op.cit.*⁽¹⁴⁵⁾, para.1. (p.1.)

⁽¹⁴⁸⁾ OHCHRによれば市民社会(civil society)とは、人権の推進、保護、進展に貢献する人権擁護者や人権NGOなど様々な主体を指す。“Civil Society.” OHCHR website <<https://www.ohchr.org/en/resources/civil-society>>

⁽¹⁴⁹⁾ United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, *op.cit.*⁽¹⁴⁵⁾, para.18. (p.5.)

⁽¹⁵⁰⁾ *ibid.*, paras.21-77. (pp.5-20.) (“III. Impact of hostilities on the civilian population”)

⁽¹⁵¹⁾ *ibid.*, para.25. (p.6.)

⁽¹⁵²⁾ *ibid.*, paras.78-110. (pp.20-29.) (“IV. Right to life, liberty and security of persons”)

⁽¹⁵³⁾ *ibid.*, paras.3, 47-48. (pp.1, 11-12.)

⁽¹⁵⁴⁾ *ibid.*, para.50. (p.13.)

- 数は230である⁽¹⁵⁵⁾。住宅の被害については、キーウでは少なくとも482棟、ハルキウでは少なくとも388棟、ドネツクでは402棟の住宅用建物の損傷又は破壊が検証された⁽¹⁵⁶⁾。
- ・ 敵対行為の実行を規律する国際人道法の諸原則、すなわち区別、均衡性及び予防措置の諸原則は、民間人死傷者及び民用物の損傷を回避する、又は少なくとも最小限にすることを目的としている。OHCHRが立証した、多数の民間人死傷者と甚大な民用物の損傷又は破壊の規模から、ロシア軍による攻撃が国際人道法を遵守していなかったという重大な懸念が生じている。その一方、はるかに規模は小さいものの、ウクライナ東部において、ウクライナ軍が国際人道法を十分に遵守していなかった可能性がある⁽¹⁵⁷⁾。
 - ・ 敵対行為の手段及び方法について懸念される分野として、①クラスター弾を含む爆発性兵器の人口密集地での使用、②民用物付近への軍事目標の配置と人間の盾の利用、③都市の包囲攻撃、④遺体の取扱いが挙げられる⁽¹⁵⁸⁾。[これらのうち、本稿では、①②に関して象徴的とされている事例を以下に紹介する。]
 - ・ 2月24日以降にウクライナでOHCHRによって記録された民間人死傷者の大部分は、多連装ロケットシステム（multiple launch rocket systems: MLRS）を含む重火器からの砲撃、ミサイル及び空爆など、人口密集地域での爆発性兵器の使用によって引き起こされた。これらの爆発性兵器にはクラスター弾を運べるものもある。OHCHRには、ロシア軍及び関連のある武装勢力、並びに頻度は少ないがウクライナ軍が、クラスター弾を搭載したMLRSやミサイルなどを使用していると信じるに足る合理的な根拠がある⁽¹⁵⁹⁾。人口密集地域でのクラスター弾の使用は、無差別攻撃の禁止に違反する可能性が非常に高い⁽¹⁶⁰⁾。
 - ・ クラスター弾の使用による象徴的な攻撃事例として、3月14日のロシア派武装勢力（Russian affiliated armed groups）の主張によれば、ドネツク中心部でクラスター弾の弾頭を搭載したトーチカUミサイルを迎撃したという。ミサイルの墜落現場付近で4つの子弾が爆発した結果、15人の民間人が殺され、36人が負傷したとされる。ウクライナ軍は事件への関与を否定した⁽¹⁶¹⁾。また、4月8日には、トーチカUミサイルからのクラスター弾の子弾がクラマトルシクの鉄道駅を襲い、避難のために駅に集まっていた60人の民間人を殺害し、111人を負傷させた⁽¹⁶²⁾。ウクライナは、ロシア軍がこれらの民間人を故意に標的にしたと非難したが、ロシア国防省は、その日にクラマトルシク付近での軍事活動の計画はなかったと主張している⁽¹⁶³⁾。
 - ・ OHCHRは、敵対行為の過程で、ロシア軍及び関連のある武装勢力並びにウクライナ軍が住宅地又は民用物付近に配置され、そこから国際人道法の下で求められる文民の保護のた

⁽¹⁵⁵⁾ *ibid.*, paras.4, 51-52. (pp.1, 13-14.)

⁽¹⁵⁶⁾ *ibid.*, paras.53-54. (p.14.) なお、ウクライナ地方政府による推定値（3,000以上の住宅用建物が損傷又は破壊）やウクライナ領土開発省による公表値（政府が管理する領土内で、合計12,300の高層住宅と104,100の民家が損傷又は破壊）も併記されている（*ibid.*, para.53.）。

⁽¹⁵⁷⁾ *ibid.*, para.25. (p.6.)

⁽¹⁵⁸⁾ *ibid.*, paras.26-46. (pp.6-11.)

⁽¹⁵⁹⁾ なお、（本稿では紹介を割愛した資料であるが）HRWがウクライナにおけるクラスター弾の使用に焦点を当てた報告書（2022年5月刊行）でも、ロシア側、ウクライナ側双方の使用の可能性に言及されている。Human Rights Watch, “Intense and Lasting Harm: Cluster Munition Attacks in Ukraine,” May 2022, pp.1, 9-13. <https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2022/05/arms_ukraine0522_web_1.pdf>

⁽¹⁶⁰⁾ United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, *op.cit.*⁽¹⁴⁵⁾, paras.26-27. (pp.6-7.)

⁽¹⁶¹⁾ *ibid.*, para.31. (p.8.)

⁽¹⁶²⁾ *ibid.*, para.32. (p.8.)

⁽¹⁶³⁾ *ibid.*, para.33. (p.8.)

めの措置を講じることなく軍事作戦を開始したことを懸念している。OHCHR はさらに、人間の盾の利用に関する報告に懸念を抱いている。人間の盾には、文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動を利用して、特定の地点又は地域を軍事作戦の対象から免れようとする事が含まれる。人間の盾の利用は、ジュネーヴ第四条約第 28 条及びジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 51 条第 7 項により、特に禁止されている⁽¹⁶⁴⁾。

- ・ 人間の盾の利用の象徴的な事例として、スタラ・クラスニアンカ (Stara Krasnianka) 村 (ルハンスク州) の介護施設の例が挙げられる。3 月初旬、激しい敵対行為が介護施設に差し迫り、施設の管理者は地方政府に入居者の避難を繰り返し要求したが、ウクライナ軍が周辺を掘削し、道路を封鎖していたとされ、不可能であったと伝えられている。この介護施設には高齢者や障害を持つ入居者、職員がいたが、重要な道路に近接し戦略的価値があるため、3 月 7 日にウクライナ軍兵士がこの介護施設に入った。3 月 9 日に反対方向から接近してきたロシア派武装勢力の兵士との銃撃戦となったが、どちらが先に発砲したかは不明であり、入居者や職員に負傷者は出なかった⁽¹⁶⁵⁾。3 月 11 日の朝、71 人の障害のある患者と 15 人の職員が、ウクライナ軍の兵士とともに、水や電気を利用できないまま介護施設に留まっていたところ、ロシア派武装勢力の兵士が重火器でその介護施設を攻撃した。この戦闘中に火災が発生し、職員及び患者のうち、介護施設から森の中に逃げ出し、ロシア派武装勢力の助けを得て 5 キロ離れた場所で再会した者もいた。様々な報告によれば、少なくとも 22 人の患者が生き延びたが、殺された者の正確な人数は不明である⁽¹⁶⁶⁾。
- ・ 3 月 3 日から 31 日までロシア軍の支配下にあったチェルニヒウ州のヤヒドネ (Yahidne) 村の事例では、74 人の子どもと 5 人の障害者を含む 360 人の住民が、ロシア軍が基地として使用していた学校の地下室に 28 日間滞在させられた。地下室は非常に混雑しており、人々は横になる機会もなく何日も座り続けねばならなかった。トイレ設備、水、換気装置はなかった。その結果、10 人の高齢者が亡くなった。この事件は、ロシア軍が民間人を用いて自軍の基地を軍事作戦の対象から免れるようにした一方で、民間人を非人道的で品位を傷つける取扱いにさらしたという懸念をもたらしている⁽¹⁶⁷⁾。

(2) 「生命、自由及び安全への権利」(第 4 章)

- ・ 3 月末から 4 月初めにかけて、ロシア軍が撤退した後のキーウやチェルニヒウ州、そしてハルキウとスーミの一部の地域では、膨大かつ増え続ける証拠が得られた。それらはロシア軍が深刻な国際人道法違反を犯したと OHCHR が信じる合理的根拠である⁽¹⁶⁸⁾。5 月 15 日の時点で、キーウ州だけで、1,200 を超える民間人の遺体が回収されており、これらには、即決処刑を含め不法に殺害された者、敵対行為や医療支援を受けられないことなどが与える健康面へのストレスのために死亡した者も含まれる⁽¹⁶⁹⁾。

⁽¹⁶⁴⁾ *ibid.*, para.34. (p.8.) ジュネーヴ諸条約のうち第四条約は、紛争当事国又は占領国の権力下にある外国人等を保護の対象としており、同条約の「被保護者の所在は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために利用してはならない」と規定する(第 28 条)。また、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 51 条第 7 項は、「文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動」を同様の目的で利用してはならない等と規定する。

⁽¹⁶⁵⁾ *ibid.*, para.35. (p.8.)

⁽¹⁶⁶⁾ *ibid.*, para.36. (p.9.)

⁽¹⁶⁷⁾ *ibid.*, para.37. (p.9.)

⁽¹⁶⁸⁾ *ibid.*, para.78. (p.20.)

⁽¹⁶⁹⁾ *ibid.*, para.79. (p.20.)

- ・ 数百人の民間人が実際の戦闘とは無関係な状況でロシア軍により殺害されたと報告されており、5月15日の時点でOHCHRは、そうした殺害の300件以上の申立ての裏付けに取り組んでいる。ブチャだけで、少なくとも50人の民間人がロシア軍の占領下で殺害されたことをOHCHRは立証した。一部の民間人は完全に恣意的に殺害されたようである。ウクライナ軍を支援しているとみなされた人々は、殺される前に拷問を受けることもあった。敵対行為に直接参加していない民間人の故意の殺害は禁止されており、拷問も常に禁止されている。そのような行為は、ジュネーヴ第四条約、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の重大な違反及び慣習的な国際人道法の重大な違反を構成し、戦争犯罪である⁽¹⁷⁰⁾。
- ・ 2月24日以来、ロシア軍及び関連のある武装勢力による支配地域では、民間人の恣意的な拘禁の広がりも懸念されている。OHCHRが調査対象期間に把握した合計件数は248件であり、被害者の多くは、地方政府の現役又は退職した公務員、人権擁護者⁽¹⁷¹⁾や市民社会活動家、ジャーナリスト、宗教関係者及びウクライナの退役軍人などであり、特定の政治的又は社会的地位を持たない民間人の恣意的拘禁も119件記録された⁽¹⁷²⁾。これらの事例の大多数において、責任を有する〔ロシア〕当局が逮捕の理由や留置所に関する情報を親族に提供するのを拒否するなど、強制失踪に相当する可能性があり、特に懸念される⁽¹⁷³⁾。
- ・ 5月15日の時点で、62人の被害者が釈放された。被害者の中には、ウクライナとロシア連邦の間で行われた、いわゆる「捕虜の交換」として解放された者がいると信じるに足る根拠を得ている。ロシア側による拘禁された民間人の釈放が、ウクライナによるロシア人捕虜の釈放を条件としていたことが立証されるならば、そのような実行は人質行為を構成し、武力紛争では戦争犯罪に相当する⁽¹⁷⁴⁾。
- ・ OHCHRは、ウクライナ政府による支配地域での恣意的な拘禁に関する申立ても追跡している。報告によれば、ウクライナ保安庁と国家警察は、ロシア軍及び関連のある武装勢力に支援を提供した疑いで1,000人以上を逮捕した。被拘禁者は、妨害工作集団、砲撃の弾着観測手や情報提供者であるとされたが、偽の情報を広め、ロシアの武力攻撃への支持を表明したとして非難されたブロガーやジャーナリスト、ソーシャルメディアやメッセージング・チャンネルの管理者も含まれていた⁽¹⁷⁵⁾。OHCHRは、自由権規約等に基づく特定の義務のウクライナによる効力停止（Ukraine's derogation）を考慮しても⁽¹⁷⁶⁾、多くの逮捕が

⁽¹⁷⁰⁾ *ibid.*, para.80. (p.21.)

⁽¹⁷¹⁾ OHCHRによれば、人権擁護者とは、個人的に又は他人と共同して、人権の促進又は保護のために平和的に活動する人々を指す。人権擁護者に関する宣言が国連総会決議（決議53/144）の形で1998年12月9日に採択されて以来、人権「活動家」、「専門家」等の語に代えて用いられているとされる。“About human rights defenders.” OHCHR website <<https://www.ohchr.org/en/special-procedures/sr-human-rights-defenders/about-human-rights-defenders>>

⁽¹⁷²⁾ United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, *op.cit.*(145), para.81. (p.21.)

⁽¹⁷³⁾ *ibid.*, para.82. (p.22.)

⁽¹⁷⁴⁾ *ibid.*, para.88. (p.23.)

⁽¹⁷⁵⁾ *ibid.*, para.91. (p.24.)

⁽¹⁷⁶⁾ 2022年3月1日、ウクライナは国連事務総長に対し、自由権規約第4条等に従い、恣意的な逮捕や拘禁の禁止（同規約第9条）等、国際人権条約上の一部の義務の効力停止を通知したとされる（*ibid.*, para.17, note 7 (p.4.)). なお、“derogation”は、「逸脱」、「違反」、「離脱」などと訳される例もあるが、本資料の文脈及び次の文献も参考に、ここでは「効力停止」とした。Jacques Fomerand, *Historical Dictionary of Human Rights*, Second edition, Volume 1, Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield, 2021, p.263.（「人権の実践において、“derogation”とは、極めて限定的な状況においてのみ許される、ある権利の適用の一時停止である」と説明されている。）；エドワード・ローソン編（宮崎繁樹監訳）『人権百科事典』明石書店、2002、p.301.（原書名：Edward Lawson, *Encyclopedia of human rights*, 2nd ed., New York: Taylor & Francis, 1996.）（“derogation”に「条約上の義務の効力停止」を当てている。）

国際的な人権上の義務に従わずに行われた可能性があることを懸念している。OHCHRは、自由権の手續上及び司法上の保証に関して懸念を抱かせる方法で行われた12人の逮捕、強制失踪に相当する可能性のある12件の事例（うち3件で拷問の使用と虐待を含む。）を立証した⁽¹⁷⁷⁾。

- ・ 2月24日以降、紛争関連の性的暴力に関する多くの申立てが、州当局、国内及び国際NGO、メディア等によりなされている。OHCHRは、5月15日までに受領した108件の申立てのうち、23件の事例を検証した。そのうち11件は、ロシア軍及び法執行機関によって行われたもので、レイプや集団レイプを含む。また、5件は、郷土防衛隊を含むウクライナ軍又はその他の法執行機関によるもので、公然の脱衣や性的暴力の脅しなどである。7件は、身元不明者及び民間人による、略奪者とされる男女への脱衣の強制に関するもので、紛争に伴う性的暴力に相当する可能性がある⁽¹⁷⁸⁾。

おわりに

本稿では、2022年2月24日から6月末までの期間における、ロシアによる軍事侵攻を受けたウクライナにおける人道上の被害を把握するため、そして国際社会の対応を整理するための資料として、G7声明及びその他の国の声明や国連総会等における言及、国連総会決議、国連事務総長及び国連人権高等弁務官の声明、国際機関や国際人権NGOの報告を紹介した。G7及び中国、インド、南アフリカ、ASEAN等の声明や言及、また国連総会決議への態度には、ロシアによるウクライナ侵攻に対する、各国の見方や立場の温度差が表れていたものの、人道上の被害を懸念する姿勢は共通していた（I 1～I 3）。国連総会決議、国連事務総長及び国連人権高等弁務官の声明でも、同様の懸念が前提とされていた（II, III 1, III 3）。主要な国際機関及び国際人権NGOの報告書では、ウクライナにおける人道上の被害の状況とともに、国際人道法及び国際人権法の違反行為（及びその可能性を含む事例）が示されていた（III 2, III 4～III 6）。ロシアとウクライナ双方の違反行為を取り上げた報告書では、ウクライナ側にもロシア側にも違反行為は見られたが、ロシアによる違反行為の方がその規模や性質において圧倒的に重大である（III 4）、ウクライナの違反によりロシア軍による無差別攻撃が正当化されるものではない（III 5）、ロシア軍による攻撃が国際人道法を遵守していなかったという重大な懸念が生じている一方、はるかに規模は小さいものの、ウクライナ東部においてウクライナ軍が国際人道法を十分に遵守していなかった可能性がある（III 6）などの指摘も含まれていた⁽¹⁷⁹⁾。

⁽¹⁷⁷⁾ *ibid.*, para.92. (p.24.)

⁽¹⁷⁸⁾ *ibid.*, paras.96, 98, 100-102. (pp.26-27.)

⁽¹⁷⁹⁾ なお、2022年8月4日に公表されたアムネスティによるプレスリリースは、（ロシアの無差別攻撃にも触れてはいたが）ウクライナの戦術における国際人道法違反を主題としていた（“Ukraine: Ukrainian fighting tactics endanger civilians,” August 4, 2022. Amnesty International website <<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2022/08/ukraine-ukrainian-fighting-tactics-endanger-civilians/>>）。このプレスリリースは、「侵略者の行為を無視している」など、ウクライナのゼレンスキー大統領らが強く非難し（“Zelenskiy rebukes Amnesty for accusing Ukraine of endangering civilians,” 5 Aug 2022. Guardian website <<https://www.theguardian.com/world/2022/aug/05/zelenskiy-and-envoys-attack-amnesty-report-on-endangering-civilians-in-russia-crossfire/>>）、アムネスティは同年8月7日に釈明の声明を発出したが、プレスリリースの内容の否定はしていない（Amnesty International, “Statement on publication of press release on Ukrainian fighting tactics,” August 7, 2022. <<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2022/08/statement-on-publication-of-press-release-on-ukrainian-fighting-tactics/>>; 「ウクライナ軍批判の国際人権団体が釈明 一転して「深い遺憾の意」」『朝日新聞』2022.8.8. <<https://www.asahi.com/articles/ASQ880PSXQ87UHBI023.html>>）。

ロシアによるウクライナ侵攻は、本稿執筆時点では先行きが見通せない状況が続いている。本稿で焦点を当てた人道上の被害については、詳細の判明までにタイムラグもあり、今後明らかにされる調査の結果も、引き続き注視していく必要がある⁽¹⁸⁰⁾。国際社会は、必要とされる人道支援の継続とともに、今後の人道上の被害を可能な限り回避する、又は最小化するための努力を求められていると言えよう⁽¹⁸¹⁾。

【執筆分担】

はじめに	上原有紀子・青井佳恵
I ロシアのウクライナ侵攻による人道上の被害に関する各国等の対応	青井佳恵
II 国連総会の対応	上原有紀子
III 国際機関及び国際人権 NGO の対応と評価	上原有紀子
おわりに	上原有紀子・青井佳恵
別表	青井佳恵

⁽¹⁸⁰⁾ 本稿執筆時点で継続中の調査の一例として、国連人権理事会の委任を受けた調査委員会は、2022年6月7～16日に第1回現地調査を実施したが、この段階では、発見した事実又は法的な判断について何らかの表明をする立場にはないとしながら、更なる確認を条件として、得られた情報と訪問した破壊現場は、国際人権法と国際人道法の重大な違反、おそらく戦争犯罪と人道に対する罪に至るものが犯されたという主張を支持する可能性があるとしている。“Opening statement: Press conference by the Commission of Inquiry on Ukraine the conclusion of its first visit to Ukraine, Kyiv, Ukraine,” 15 June 2022. OHCHR website <<https://www.ohchr.org/en/statements/2022/06/opening-statement-press-conference-commission-inquiry-ukraine-conclusion-its>>

⁽¹⁸¹⁾ OHCHR の報告書は末尾で国際社会に推奨する事項を示しており、そこには、敵対行為の即時停止要求の継続、弱い立場にある女性、男性、少女及び少年並びに社会から疎外された様々な集団からのニーズに応じた人道支援の確保、ウクライナにおける国際人権法及び国際人道法の尊重並びに過去の違反行為のための救済及び今後の違反行為の予防などが含まれている (United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, *op.cit.*⁽¹⁴⁵⁾, para.146. (p.38.))。

別表 2022年2月24日から6月末までの主な動き—ウクライナにおける人道上の被害の観点から—

月日	主な動き*	本文の項番**
2月24日	ロシア、ウクライナへの軍事侵攻を開始	
	「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関する G7 首脳声明」発出	I 1
2月25日	国連安保理、対ロシア非難決議案の表決を行うが、ロシアの拒否権行使により否決	II 1
3月2日	国連総会（第11緊急特別会期）、ロシア非難決議「ウクライナに対する侵略」を採択	II 1
3月3日	「ウクライナにおける停戦を求める ASEAN 外相声明」発出	I 2 (5)
3月4日	「ロシア及びウクライナに関する G7 外相共同声明」発出	I 1
	ロシア軍、南部のザポリヅジャ原子力発電所に攻撃し火災発生	
3月7日	中国の王毅外相、ウクライナにおける人道危機に関して6項目のイニシアティブを発表	I 2 (1) (i)
3月9日	ロシア軍、南東部マリウポリの産院に攻撃、少なくとも3人死亡	I 1(1)
3月11日	「G7 首脳声明」発出	I 1
3月16日	ロシア軍、南東部マリウポリの避難場所となっていた劇場に空爆、推定300人死亡	
3月24日	「G7 首脳声明」発出	I 1
	国連総会（第11緊急特別会期）、ウクライナの人道条件の改善を求める決議「ウクライナに対する侵略の人道上の帰結」（仏墨決議案）を採択	II 2
3月28日	アントニオ・グテーレス国連事務総長、自らの周旋活動、ロシアによる侵攻1か月時点の被害状況、人道支援状況、政治的交渉のための停戦要請について報道発表	III 1 (1)
4月3日	ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）、報告書「ウクライナ：ロシア支配地域での明白な戦争犯罪」を発表	III 2
	ウクライナのイリーナ・ベネディクトワ検事総長、ロシア軍撤退後の首都キーウ近郊ブチャなどで410人の遺体を確認したと発表	
	グテーレス国連事務総長、ブチャにおける被害に言及し、独立した調査を求める声明を発表	III 1 (2)
4月4日	ミシェル・バチエレ国連人権高等弁務官、ブチャにおける被害に関する声明を発表	III 3 (1)
	ニューヨーク・タイムズ紙（電子版）、首都キーウ近郊のブチャにおける虐殺について衛星画像を用いた検証記事を発表	
4月7日	「G7 首脳声明」発出	I 1
	「G7 外相共同声明」発出	I 1
	国連総会（第11緊急特別会期）、国連人権理事会におけるロシアの理事国としての資格を停止する決議を可決。ロシアは国連人権理事会から脱退する意向を表明	II 1
4月8日	ロシア軍、東部クラマトルシク駅にミサイル攻撃、少なくとも60人死亡	
	「ウクライナにおける一般市民の殺害の報道に関する ASEAN 外相声明」発出	I 2 (5)
4月13日	欧州安全保障協力機構（OSCE）、報告書「2022年2月24日以降にウクライナで行われた国際人道法及び国際人権法の違反、戦争犯罪並びに人道に対する罪に関する報告」を発表	III 4
	北東部スーミ州のドミトロ・ジビツキー知事、民間人100人以上の死亡が確認された、遺体に拷問の形跡があったと主張	
4月22日	バチエレ国連人権高等弁務官、クラマトルシク駅やブチャ等における被害への言及を含む国際人道法及び国際人権法の尊重を促す声明を発表	III 3 (2)
5月6日	国連安保理、2月24日以降初めて安保理として的一致した見解となる、「ウクライナの平和及び安全の維持に関して深い懸念を表明する」等と述べられた議長声明を採択	
5月8日	「G7 首脳声明」発出	I 1
5月14日	「ロシアによるウクライナに対する戦争に関する G7 外相声明」発出	I 1
5月23日	キーウの裁判所、ウクライナ侵攻に関して初めて戦争犯罪に問われたロシア軍のワジム・シマリニン被告（2月28日にスーミ州において住民男性を殺害）に終身刑判決	
5月24日	「日米豪印首脳会合共同声明」発出	I 2 (2)
5月26日	世界保健機関（WHO）、決議「ロシア連邦の侵略により生じたウクライナ及び難民受入国における健康上の緊急事態」を採択	I 3

月日	主な動き	本文の項番
5月31日	ウクライナのベネディクトワ検事総長、国際刑事裁判所（ICC）の捜査チームとの記者会見において、ロシア軍の戦争犯罪容疑者として軍幹部や政治家らを含む600人以上を特定し、うち約80人の訴追手続を始めたと発表	
	ウクライナ国営原子力企業エネルゴアトム、ロシアの管理下にあるザポリヅャ原発に多量の爆発物が置かれ、危険な状況になっていると発表	
6月1日	国連児童基金（UNICEF）、2月24日以降、少なくとも262人の子どもが死亡し、415人が怪我を負ったと発表	
6月6日	国連のプラミラ・パッテン事務総長特別代表、国連安保理の会合において、同月3日時点で性暴力を疑わせる事例が124件あったと報告	
6月9日	東部ドネツク州の一部を実行支配する親露派勢力「ドネツク人民共和国」の裁判所、ウクライナの雇い兵としてロシア軍と戦った英国人2人とモロッコ人1人に死刑判決	
6月13日	国際人権団体アムネスティ・インターナショナル、北東部ハルキウ州ハルキウの被害をまとめた報告書「誰がいつ死んでもおかしくない」ウクライナのハルキウにおけるロシア軍の無差別攻撃」を発表	Ⅲ 5
6月20日	ウクライナのイリナ・ベレシュチュク副首相、情報機関による集計として、ロシア軍が約120万人のウクライナ人（子ども約24万人を含む。）をロシアに強制連行したと発表	
6月22日	ウクライナ検察庁、2月24日以降、ロシア軍の攻撃で被害を受けた教育施設は2,052か所、うち約210か所が全壊と発表	
	国境なき記者団、3月13日にキーウ近郊で取材中に行方不明になり4月1日に遺体で発見されたウクライナ人写真家マクシム・レビン氏が、ロシア軍に処刑されたと結論付ける報告書を発表	
6月23日	ウクライナ政府、侵攻を続けるロシアを、欧州人権条約に違反する人権侵害があったとして、欧州人権裁判所に正式に提訴したと発表	
	「BRICS 首脳共同声明」発出	I 2 (4)
	国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、ロシアによるウクライナ侵攻の開始後、ウクライナにおいて、152の文化施設が部分的又は完全に破壊されたと発表	
6月26日	ドイツのエルマウでG7首脳会合（～28日）	
6月27日	「ウクライナ支援に関するG7声明」発出	I 1
	中部ポルタワ州クレメンチュークの商業施設にミサイル攻撃、20人以上死亡。「クレメンチュークの商業施設へのミサイル攻撃についてのG7首脳声明」発出	I 1
	国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、2月24日から6月26日までの一般市民の犠牲者として、4,731人が死亡、5,900人が負傷したと発表（敵対行為が継続されているマリウポリ、セベロドネツク等を除く。）	
6月29日	OHCHR、報告書「ロシア連邦による武力攻撃下にあるウクライナにおける人権状況（2月24日～5月15日）」を発表	Ⅲ 6
6月30日	WHO、2月24日から6月29日までに、医療関連の攻撃（医療施設、医療関係者、患者、医療物資等を含む。）が323件あったと発表	

* 「主な動き」には、本稿において取り上げたG7及びその他の声明、国連総会決議、国際機関及び国際人権NGO等の発表、人道被害等に関する出来事を記載した。加えて、ロシア・ウクライナ情勢及びウクライナにおける被害状況がまとめられた年表・新聞記事において言及されている主な攻撃や被害について記載した。地名表記は、外務省又は防衛省の用例に従った。人物の肩書は当時のものである。

** 主な動きとして挙げた声明、決議、報告書等の概要を説明している本文の項番を記載した。G7首脳声明及び外相声明については、本文において複数の声明をまとめて内容ごとに記述しているため、一律でI 1と記載した。

(出典) G7資料; 国連資料; 「マリウポリのみ込む炎」『読売新聞』2022.5.7; 「人命が街が消える 激化する東部 長期化の恐れ 残虐行為 世界に衝撃」『朝日新聞』2022.4.24; 「ウクライナ侵攻2か月 首都周辺 露から奪還」『読売新聞』2022.4.24; 「ウクライナ侵攻 露軍、各地で残虐行為 「処刑」など住民証言 人権団体報告」『産経新聞』2022.4.7; 「関連年表」『世界』編集部編『ウクライナ侵略戦争—世界秩序の危機—』（『世界』臨時増刊）岩波書店、2022、pp.210-211; その他報道記事等を基に筆者作成。